

# 市民文教委員会会議録

平成22年12月16日(木)

(開会) 10:06

(閉会) 15:05

## 委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「議案第107号 平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。学校給食課長。

「議案第107号 平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明いたします。補正予算書の203ページをお願いいたします。第1条において予算額の歳入・歳出それぞれに181万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億1557万4千円とするものであります。

内容の主なものにつきまして、事項別明細により、歳出の主なものから説明させていただきます。209ページをお願いいたします。1款1項学校給食費、1目一般管理費、2節の給与から4節までの人件費関連経費につきましては、給料、職員手当、共済費について今年度の人事異動、給与改定により、一般職員42名分について精査し、7節の賃金は、育児休暇中の事務職職員の代替として臨時職員による予算措置をしておりましたが、本年度4月から正規職員配置による不要額等により減額補正しております。

210ページをお願いします。19節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金の増額補正は、人事異動によるものであります。次に、2目給食事業費 11節需用費の増額は、給食センターの熱源として利用しています、ボイラー燃料であります、重油の単価改正によるものであります。12節役務費の炊飯手数料は、給食センター受配校へ提供しております委託炊飯の米飯の単価が、平成22年4月より改正された事に伴う増額補正であります。13節委託料及び18節の備品購入費については執行残を減額補正しております。次に3目 学校給食賄材料費は、21年度の賄材料費の執行残の繰入および過年度給食費の収入増による増額補正であります。次に、2項施設整備費の減額補正は、穎田小中一貫学校および伊岐須小学校の給食調理施設の地盤調査、設計委託の執行残を減額補正するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。戻っていただきまして207ページをお願いいたします。1款1項給食事業収入、1目学校給食費では、小・中学校の児童生徒数の増減に伴う現年度給食費の増額および過年度給食費の収入増により、増額補正いたしております。4款繰入金、1項1目の一般会計繰入金につきましては、減額補正としておりますが、その説明欄には、職員給与費分と事務費等分で3261万7千円と3499万2千円の増減となっております。

これは合併後、学校給食事業を特別会計としたため、消費税の課税対象事業所となり、特別会計開始後2年間の経過措置を経て平成20年度会計から消費税の申告を行っております。消費税申告時に、一般会計からの歳入を費目によって課税、非課税に仕分けして申告する必要があります。また、該当する年度の決算書を添付する必要がある事から来年度の申告ために、今回の12月補正により一般会計繰入金の費目を消費税の仕分け方法に合わせたものです。

解りにくいので例をあげますと、市の予算区分では、臨時職員賃金は、事務費等分としていますが、消費税の申告では、職員給与費分と仕分けします、その逆に、市の予算区分では、退職手当負担金を職員給与費分としていますが、消費税の申告では、事務費等分として仕分けします。

今回補正後の臨時職員賃金の額は5462万円、退職手当負担金が3336万8千円で、その差額2125万2千が増額となりますので、その外の職員給与、職員手当、共済費等の補正

による増減により、職員給与費分として3261万7千の増額となったものであります。事務費等分としましては、額田小中一貫校および伊岐須小学校の給食施設の設計委託料の執行残1300万6千の減額補正、人件費関連経費以外の経費の減額などにより、経費臨時職員賃金と退職手当負担金との差額2125万2千円と合わせ、事務費等分として3499万2千円の減額となったものです。

今回12月補正で消費税の仕分けに合わせ予算の組み替えを行ったのは、先ほど云いました様に、来年度の消費税申告時に添付する22年度決算書を考慮しての事であり、23年度以降の予算につきましても、当初予算から消費税の仕分け方に合わせた区分とします。また、この様な区分の仕方については、本会計の歳入であります繰入金だけであり、歳出側ではこれまでどおりの費目により支出しますので影響はありません。因みに、21年度9月の消費税申告の結果は7,246円の還付であり20年度分では4,665円の還付でありました。

次に、5款1項1目の繰越金1225万8千円繰越金は、21年度の執行残であり、そのほとんどを今年度の賄材料費に充当いたします。6款諸収入、1項1目雑入は、雇用保険料率の改定及び消費税の還付による増額、給食費滞納者和解申立費負担金の減額は、給食費の未納に対する法的措置の申立費用を、分割納入の最初に納めていただく様に考えておりましたが、納付最後に納めていただくべきとの裁判所の見解により、次年度へ持ち越しとなったため減額補正としたものです。

以上、簡単ですが、平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算の説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第107号 平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第127号 財産の取得(鹿毛馬神籠石)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

文化財保護課長。

議案第127号「財産の取得」について補足説明させていただきます。議案書の49ページをお願いいたします。「財産の取得」でございますが、国指定史跡「鹿毛馬神籠石」保存整備及び公園化事業用地として、次の財産を取得するために、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、本案を提出するものでございます。

所在地は飯塚市鹿毛馬字古賀下973番外7筆、地目は山林外となっております。取得面積は2万1091平方メートルとなっております。取得価格は4528万8903円でございます。契約の相手方につきましては安藤明義外5名となっております。取得する財産の明細につきましては、50ページをお願いいたします。金額には、立木分も含んでおりますが、土地の買い上げ単価は、不動産鑑定評価を参考に山林1平方メートルあたり2,100円となっております。

今年度は2万1091平方メートルの買い上げをしようとするものでございまして、事業費は、4528万8903円で、この内80%が国庫補助金で、約3623万1000円となっております。また、県費補助金が120万円となっております。一般財源の持ち出しにつきましては、785万7903円となっております。なお、今後の事業計画であります、平成

23年度以降に、残り8,137平方メートルを買い上げる予定でございます。あわせて、この鹿毛馬神籠石買い上げ事業につきまして簡単にご説明をさせていただきます。鹿毛馬神籠石は昭和20年2月に約3万4302平方メートルが国の指定史跡に指定され、平成14年3月には追加指定を受けまして、総面積が35万8238平方メートルとなっております。

本事業につきましては、平成14年度から平成23年度までの10ヶ年計画で、国の認可を受けた補助事業でありまして、本年度は、9年目にあたります。昨年度までで、買収予定面積28万6454平方メートルの約90%にあたる25万7226平方メートルが買い上げ終了し、本年度で約97パーセントが終了する予定でございます。なお、利活用につきましては、今年度から課内で、これまで旧穎田町で作成された基本計画や基本構想を見直し、整備方針や利活用について検討しております。以上で、議案127号の補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

今のご説明を受けまして、大体買収が97%終わっていると、そして今後どういうふうに活用するか検討中だと、どのように活用するか、ある程度の計画等があるんですか。

文化財保護課長

現在、教育委員会内部で検討を行っている段階でございます。それがまとまりましたら、今度は関係各課からなる検討委員会を開きまして、本市の総合計画、都市計画、観光計画、財政状況等総合的に検討して事業計画をまとめたいと考えております。したがって、現段階では金額等の算出は出来ませんが、旧穎田町当時の計画では億単位の事業が試算されておりました。しかしながら、合併しまして新市になりまして、市内の文化財もふえておりますし、伊藤伝右衛門邸とかあるいは内野宿とか古墳公園等もございますので、文化財の維持管理費だけでも、かなりの支出になっております。財政状況等も非常に逼迫しておりますので保存経費につきましてはできるだけ慎重に行いたいと思っております。今こちらの方で検討しておりますのは史跡内には土塁とか列石がございますので、そういった復元整備とかあるいは水門の復元または説明板の設置、また環境整備といったしましては、列石前の遊歩道の整備、展望休憩所、休憩施設、東屋、ベンチ、道標、案内板等の設置等を検討しております。また、来館者のためのトイレ設置等も必要ではないかなということで、いま教育委員会内部で検討を行っているところでございまして金額等というのは具体的にはまだしておりません。

瀬戸委員

この神籠石自体は全国にいくつかあって、会議とかもやっていますよね。これ自体が何だったのかというのも1つ問題だったんでしょけど、今からこれを整備していかれて今観光ルートとかに組み込んでいかれるんでしょけど、これ国からの補助金ですかね、それから県の補助、これどこまで出るんですか。今からずっと維持していかなくちゃいけない。整備が終わったら終わるのか、それともそれから先の維持経費とかは国から別に補助金がもらえるのかとかいうことがあるんでしょうか。

文化財保護課長

まず、整備工事の補助について説明をいたしますと、国からは整備につきましては約50%、県からは15%、残り35%が市の負担になります。市が負担をします35%につきましては、他の市町村の事例では合併特例債もあてられております。この件につきましては文化庁、県文化財保護課、県地方課、それから庁内の関係各課と協議をいたしまして、できるだけ財政負担の少ない方向で検討したいと考えております。また整備が終わりまして、その後の維持管理の経費につきましては基本的には単費負担ということになります。ただし、災害復旧その他大規模工事等が出ましたら国の方から同じ割合で補助が行われるようになっていきます。

瀬戸委員

有効的にこれを整備して、利用していかれるということで、やられているんでしょうけど単費にしても相当に出て行くかなと、合併特例債にしても全額が交付税対象じゃないので、それから維持管理すればいろいろと出ていきますよね。有効的に活用できるように、中途半端に整備してもしかたないと思うんですよね、されるならキッチリしてからたくさんの人に来てもらえるようなね。お金がないからこの辺でやめとこうとか、いつも伊藤伝右衛門邸の前の道路とかもカラー舗装するとかなんとか言っていましたけどね、そういうのもいつも経費がないから経費がないからと削って中途半端になってしまっている。今までせっかくこれだけの金つぎ込んでやってきたんだったら、いまからの整備に関して国、県とキッチリ話して有効な事業として成り立つように考えてやっていただきたいと要望しておきます。以上です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第127号 財産の取得(鹿毛馬神籠石)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第129号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境整備課長。

それでは議案129号 飯塚市リサイクルプラザ工房棟の指定管理者の指定について補足説明をいたします。議案書の54ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため、提出するものでございます。指定管理者に管理を行わせようとしている施設は、飯塚市リサイクルプラザ工房棟でございます。

次に、選定の経緯等についてご説明いたします。指定管理者・指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が9月13日、10月7日、10月22日の3回開催され、選定の結果、「株式会社 トキワビル商会」が候補者に選ばれ、11月1日(月)に委員長より市長に答申がなされました。管理を行わせようとする期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。選定の方法及び理由につきましては、議案書に記載されておりますので、省略させていただきます。また、応募団体の評価点につきましては、55ページに記載いたしております。以上で補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

今回、また、指定管理者の選定メンバーと、それとこの点評価点の内容、評価をされた評価書、これは資料として提出をしていただけますか。委員長の取り計らいをお願いいたします。

委員長

ただいま瀬戸委員から資料要求があっていますが提出はできますか。

総合政策課長

今の質問者のほうから請求がありました指定管理者の評価点、評価表これについてはお出しすることはできますが、指定管理者の選定メンバーの氏名については公表を今しておりませんのでお出しすることができません。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:31

再開 10:33

委員会を再開いたします。

瀬戸委員

言われた分で結構ですので、資料の提出をお願いいたします。

委員長

お諮りいたします。ただいま瀬戸委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されていますので事務局に配付させます。

( 資料配布 )

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

このABCの業者名は、これは明かされないの。

総合政策課長

指定管理者の指定候補者になったところだけは、ホームページ上で公表しておりますが、残りにつきましては非公開とさせていただいております。

瀬戸委員

以前、文化会館の時の問題で委員会のときに見せていただきましたよね、いっぱい載っているのを、そのときは全部出ていたと思うんですけどね、出ていたよね。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:35

( 指定管理者応募者の提案書を閲覧 )

再開 10:50

委員会を再開いたします。

瀬戸委員

いま閲覧をさせていただきました。それで、この選定評価書なんですけど、例えば、下から安定した管理運営を行う能力3の中の一番下の欄ですね、5.賠償時の対応と、指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか、今回落とされたところが39点、あと37点37点37点と、こういう評価はおかしいと思うんですけどね。これは保険に入っていれば何処でも一緒だと思うんですけどね。そこで2点差がつくとかね。各所でそういう点数の差がつかなくていいところで差が付いている。これは評価委員さんがやったことで市がどうこうではありませんけどね。選定委員さんはやはり公開してもらわなくちゃいけない。こういう結果になる。そして、また専門性を持っているかどうかということがあると思うんですけどね、ビル管理メンテナンス会社が3社ぐらい出ているんですけどね、リサイクルプラザというのは本来の目的というのは、本来の目的にここが本当に長けているのかというのは、何かそういう事業をされたかどうかと。恐らく何もされたことないと思うんですよ。それを選定していくというのは非常に選定委員さんも難しかろうと思うんです。結局、ビルの掃除屋さんとかが取っている。そして、そこにおられた方を、臨時職員なり職員として雇ってされているだけという結果でしょ。

例えば、今回とられたところは、穂波の福祉センターもされていると。そうしたら同じとこ

ろが1ヶ所も2ヶ所も飯塚の中でとられるのはどうかと。飯塚市の他のところが指定管理者として、同じ管理会社だったら平等にとれるような形をもっていったらどうかと思うんですけどね。無理やり点数に、たった33点位の点数を。それもなんか特にここがリサイクル関係に秀でたところであればわかるんですけどね。いま言う賠償等のリスクと。それと上のほうにもありますけど、ちょっとおかしいなと思うのが、自己評価をどのように実施し管理業務に活かすかという点検、評価システムが提示されている、ここで2点差がついていますよね。それから平等利用、ここも点数が3点ついていますよね、すべての利用者が平等に利用できる配慮がなされているとかこんなものどうして評価するんですか。評価委員がどうして評価しているかわからんけど。4社のやっているところを全部が見に行くと、ああここが他の所より配慮がなされていると。どういう評価ですかこれ。これ市のほうも関連してきちっと評価書をつくってあるわけですから、どういうことでその差ができるわけ。どうもこれはね、説明ができますか言われて全部。ちょっと本当にわかりにくい。ここもそうですね、適切な管理運営遂行のための職員研修は確保されているか。ここもなんで評価しているかわからない。

明確に1個ずつ、この評価書、どういうことか説明できるんですか市のほうは。どういうことか。評価委員さんが、どういうふうなことで評価されたか、前に合議制から変えましたよね、変更になりましたよね、それでやられているわけでしょう。関連する法令条例等を理解しているかって、こんなので差がつくんですかね。法令や条例は読めばわかることだし、書いてあるんだから、何でここに点数の差がつくわけですか。ずらっと一つずつ言ってもらいましょうか上から、時間たっぷりあるし。

#### 環境整備課長

今回のエコ工房の指定管理者の選定委員会におきます、私どものいろいろお話ししました内容についてご説明をさせていただきたいと思います。今回のリサイクルプラザ工房棟につきましては、今までNPOのこすみんずというところが、5年間指定管理者としてやっていただいております。そういう中で次回につきましても、そういった環境団体の応募を私どもとしては期待しておりました。

その中で、今回この4社がみえられたわけですけど、こすみんずのほうにもいろいろ指定管理者については、お話を伺わせていただきました。この5年間される中での苦労なり、環境啓発、自分たちが行われる中での目的、いろいろ話を伺わせていただきました。そういった中では、福岡あたりでも環境団体あたりが指定管理者としてやられているところもありますが、実際地元におきまして、やっていただく中で非常に自分たちがやりたいというか、管理をやりながら環境啓発もやるという部分では非常に難しかったというご意見があって、今回こすみんずさんが手を挙げられなかったということが1つございました。ただし、こすみんずさんがやられた中で、いろんな各教室、環境啓発のためにご努力いただいて、啓発していただいて徐々にではありますが、環境に関する意識も芽生えてきたというのも事実であります。

その中で今回この4社が申請提案されましたので、その前段の現場説明会の中では、私どもとしては、このリサイクルプラザ工房棟がどういうとこだという部分をしっかり説明をさせていただいて、今後やっていただく環境啓発についても飯塚市のためにやっていただきたいということ現場説明会の中で説明しまして、当初5社が説明会にきていましたが最終的に4社の公募ということになっております。選定委員会におきましても、私どもとして選定の皆様にはこういったところを評価していただきたいというか、こういったところを見ていただきたいという内容をお話ししました。それぞれ提案書をいろいろ出されています。実際、選定の皆様はこの提案書、それからプレゼンテーションで、どこの指定管理者の公募についてもそうなんです提案書、プレゼンテーション、質疑で評価を、この点数をつけていただいているということでございます。そういった前に、環境整備課として今後の環境啓発が非常に大事なところになってくるとい部分と、いま石嶮教室とかいろんな教室をやっています、そういったものを踏

まえていろいろお願いした経緯があるというのが前段でございます。

佐藤委員

たぶんですね、そういうことじゃないんです。私たちが知りたいのは、これがきちんと行われているかどうかなんです。これでやっぱり思うのが、市としてこの点数がついたところはこの要点でついたということを説明できなければ、この選定された人たちを呼んで聞かなきゃできないんですよ、私たちは。そうでしょう、総合政策課、これ全般的に言えることなんです。文化会館も長々としましたからありましたけれども、そのときからは、市がここを、いま課長言われたように重点的に見てくれという要望で点数が開くようには、今なっています。そうですね。ちょっと配点を変えられる方向になっていたと思うんですけど、これであなたたちが選定された部分が、どこの部分でこういう点がつきましたよって、ここで説明できないとこれを審査できないでしょ。その辺のことで、それができますかどうかということ瀬戸議員も聞かれたと思うし、私も聞きたいんです。その辺具体的に説明できるんですか、どうなんですか。

総合政策課長

選定評価書の40項目でございますが、応募者のほうは、この選定項目、例えば関連する法令条例等を理解しているかとこれについて、提案者、業者は、関連する条例はこういうのがあります、法律はこういうのがありますと、それについて遵守していきますとか具体的な方法と申しますか、それぞれ40項目については、これに基づいて提案者はどういう考えでやってもらえるんですかという提案書が出てくるわけです。その提案書を見ながら各委員の方が、これは、あくまでも5点が平均と通常、普通ということで、普通よりもかなり上をいっているなということであれば6点7点と、通常よりもこれはおかしいんじゃないかというようなことがあれば4点3点とかいうふうに点数を個人でつけていただいで、その合計点で最終的に指定候補者を決定するというところでございまして、基本はすべてこれに基づいて提案事業者のほうは提案書を出してくるというふうになっております。

佐藤委員

だから前回の指定管理者の時にも問題になったと思うんですが、これを見てですよ、こういう資料をつくるのが詳しい人、できる人がつくれば本当の業者を見らなくて、そのこのつく人だけしか見ない場合も出てきているんじゃないですか。だから、業者が直接つくるんじゃなくて、だれかに第三者に頼んだりとか、コンサルタントに頼んだりとかする場面があるんじゃないでしょうか。それはないんですかね。

総合政策課長

それにつきましては、厳密にうちのほうで調査をしたことはございませんが、ちょっとあり得るのかなというふうなことは、例えばプレゼンのときなんかは、他市の状況等を聞いたところプレゼンの専門の方はいらっしゃる場合もあるというふうには聞き及んでおります。

佐藤委員

だからですよ、ほんとに業者を見なきゃいけない部分が、こういう項目に頼ってしていると法令とか法律、条例に詳しい人がこの部分ではそこに載っていますよと、何ページに載っていますよと、それを答えていたらいいですよということに成りかねるのではないかという問題が1点。だから、私はこの選定評価に対して、市がきちんと説明できなければいけない。この委員会で、議会で。できなければ私たちは審査ができないと思うんです。選定評価委員も名前言われませんか、市の幹部は知ってあるわけですよ。あなたたちは知っているわけですね、だからそこで何かが起きているんじゃないかという疑念、疑惑の目が向けられるところがあると思うんです。だから、すべてガラス張りに、私はするべきだと思うんです。誰から見られてもきちんとしてくださいよってせんと。今の時代ですよ、執行部だから間違ったことしてないという時代じゃないでしょ。だからガラス張りの政治とか、もう20年も前から言いつづけても腐敗がおこっているわけでしょ。私はやっぱこの評価委員の名前は公表してきちんとするべきだ

と思うんですが、その辺はまだ変わらないですか。

総合政策課長

いまご指摘の選定員の公表でございますが、これは昨年の議会のほうからの指摘も受けております。あと議事録の公開ということをも指摘を受けておりまして、今年度中にその答えを出すというふうに、たしか答弁をしたかと思っております。選定委員の意見も聞いた中で、来年度以降につきましては選定委員の氏名の公表と、選定委員会名簿の公表、それと議事録要旨でございますが、これの公表については来年度以降から行うというふうに選定委員会の中では了承をいただいております。

瀬戸委員

でね、もう指定管理者がいよいよ落ち着いてしまっ出てしても一緒なんですよ。余り指定管理者に任せるところがなくなってきている。そして最後になって出してもらっても、いま言ったような疑念がぬぐいきれない。選定委員さんを公表したって、毎回毎回きちっとした選定委員さんを、違ったかたを選んでいけばいいわけですよ。ずうっと同じ者でしょ、はっきり言ってほとんどが。大学教授とかは入れ替わるかもしれんけど、税理士とか社会福祉労務士とかは一緒でしょうが、はっきり言って。そういう、いま言ったように何か裏であっているんじゃないかなと思わせることは非常に悪い。たぶんね、課長辺りのところでそういうことはないと思っていますよ、あっているはずはない。もっと上のほうから言われればそういうこともあり得る。噂でもいろんなうわさが流れているんです、こういうことは。

今この項目について一つずつこれを出してこうして提案書をもろうということでしたけど、例えば、サービスの向上のところ、利用促進を図るための提案計画がなされているか、これは計画書をだすわけですからいいと思います。じゃあ、パンフレットの作成、ホームページの開設、イベント等の具体的なPR計画が示されているか、こんなのはどうしてここで点数がつくかわからないけど、何が優れていたという判断をされているか。いま言ったように一つ一つそういうところをとると、選定委員さんはどういう評価されているか知りたいんですよね、何でここに差がついたのかと、どこがよかったのか。2点3点差がつくのがどうしてなのかと、そういうことを知らないでただ点数をもらって、10点満点でよければ6点7点、悪ければ4点3点になりますよということをいま先おっしゃったと思いますけどね、個人個人の感覚だから、多分課長たちがどうのこうのできることじゃない、選定委員さん自体の個人的な感覚でここはよかったということにつけられた。そういうことでいいのかなと思うんですよね、その選定委員会自体が。例えばリサイクル工房、環境課長が説明されましたけどね、リサイクル工房棟の本来の目的というのは何なんですか。

環境整備課長

当然、飯塚市におきます環境の啓発等でございます。

瀬戸委員

環境の啓発等と、環境についていろいろなことやっていくということを今おっしゃっているんでしょうけど、前は自転車をつくったりとかやっていたね、石鹸作ったりとか、そういうことも含めて飯塚市の環境について取り組んでいくところということを今おっしゃっているんですか。

環境整備課長

環境問題がいろいろございます。そういった環境の教育啓発の拠点として、いろんな体験、学習教室の開催、それから資料などの提供と。また、リサイクル製品とか今いろいろ言われておりますので、そういったものの情報とか、そういったことをリサイクル工房棟を活用しまして地域に啓発の広報活動をしたいという場でございます。

瀬戸委員

じゃあね、まさしくいま選定された会社とか、選定に応募されてきた会社は環境についてね、

プロなんですか。僕が見た感じは全部掃除屋さんじゃないですか、ビルメンテナンスの掃除屋さん、いま市役所に入っている掃除屋さんとか全部がそうじゃないですか、どこが環境についてのスペシャリストなんですか。ただ、市がいつてこれとこれやっってくださいと頼んで、それをやればわかりました、こうしてやりましょう、ああしてやりましょう、そしてこれについて答えを出せば、あとは市の言った通りそれを実行していただくだけですか。

結局、市の職員をおいていたら高くつくから、それから始まったんでしょうが。それよりはもう少し、安くなってサービスが向上出来るというところから始まっているんでしょけど。全然関連してないところが、何でこういう事業を出来るのか。もとに戻れば。それ自体どう思われますか。全然プロじゃない。何かこれが、みんな環境関係に絡んだNPO法人とかだったらわかりますよ。ほとんど清掃屋さんでしょビルの。それをこんな無理やり書かして、選定委員でここが一番よかったとか悪かったとか、おかしいでしょう。おかしいと思いませんか。

例えば、給食調理をどこかに任せるといった時に、全然違う料理に何も関係ない、精通したとかじゃないところがきちっとした計画書をもってきた。ここが一番すばらしいねと。それで任せるのと同じでしょ。掃除屋さんに任せますか、給食調理を。それと一緒にじゃないですか。

だから、いないものを無理やり指定管理者にしていく。いわゆるスペシャリスト、ここに任しても大丈夫だなどという業者が4社寄って、そして選定したならわかりますよ。全く関係ない業者を寄せて、ただこれに基づいて選定してここに任せましょうって。今やっている指定管理者制度そうじゃないですか。それで本当にいいと思われているんですか。あなたたちは環境のプロでしょ。部長、違いますか。環境部はプロでしょうもん。そのプロがアマチュアに指導していつて教えればいいというのだったらわかりますよ。しかし、指定管理者制度選定委員がおられて、選定するだけの業者が入っていない。それをさせる事自体がおかしいじゃないですか。なんかあったら教えてください課長。

#### 環境整備課長

今回の選定につきましては、いま言われます部分については、私どもとしては非常に懸念した分ではございます。そういうことで先ほどご説明しましたように現説の中でも厳しく、話を聞きに来られた方にも話をしております。それぞれ今回来られた方たちについては、それぞれのネットワークを活用されて、今回提案をされたような経緯がございます。そういった部分で、選定委員の皆さんにも当然指定管理者としてふさわしくなれば、当然低い点数をつけていただく中で、指定管理者のあり方というのを問われるべきだというふうに私ども考えておりましたので、そういったものにつきまして選定の皆様には厳しく見ていただくという部分も選定委員会の折に、所管課の要望として話をさせていただきました。

その中で今回市長への答申の中で、委員会の付帯意見としまして3点挙げられております。1点目、環境問題や地域の環境教育に関する調査、研究を行い、指定管理者としての専門性を追求すること。リサイクルプラザ工房棟にふさわしい専門性を持った講師の確保および職員を配置すること。来館者及び利用者の確保増進に努めるとことといった委員会付帯意見が出ております。私どもとしましては、当然指定管理者にはその前段としてリサイクル工房棟のあり方、それから市民の皆様に対する啓発等々について話をさせていただいておりますので、そういったものを踏まえて、選定委員会のほうで選定していただき、答申に至ったというふうに理解しております。

#### 瀬戸委員

今まさしく答申にそういう3点、環境に秀でた方になれという意味だったと思いますけどね、そうじゃないところに任せたということじゃないですか、それだったら。そういうのを雇い入れてしなさいということでしょうもん。勉強して今からしなさいって、じゃあ初めから何にもそれに秀でたところじゃない、いまから答申でその3点を十分に理解してやんなさいよと、専門性を持ちなさいと言っているだけじゃないですか。それだったら、どこのおいちゃんでもお

ばちゃんでもさせていいじゃないですか。それがおかしいち言いよるとでしようもん。

だから、初めから専門じゃない、スペシャリストでないところに、寄せ集めて無理やりこれを書かせて、この中でこれが一番よかったなという点数付けて、それで答申でこれとこれとこれは、いま言った3点が環境に対しての仕事でしょうが、それをやりなさいと。ということは選定委員さんもこれを聞いて、そういうふうにやらせないとかんということだ答申がでたのか、誰が答申をつくったか知らんけどね、いわゆる素人に任せたということと一緒にないですか。

環境整備課長

私の話し方がまずかったかどうかあれですが、私どもの言いたかったのは選定の皆様はしっかり選定をしていただいたというふうに理解しています。そういった中で選定委員会として、よりこういった部分については指定管理者に注意してもらわなければいけないというところがあります。素人がどうかということではなくて、しっかり提案書の中を見ていただいて選定していただいとりますので、またそういった分ではきちっとやれるということで当然プレゼンテーションの中でも質疑があつて答えていただいとりますので、その中での決定というふうに理解しておりますので、私どもとしては行政が指定管理者にいろいろ指導しながら、環境に素人なので、指導しながらやるとかいったことでは当然考えていません。あくまで指定管理者に対してはその指定会社が持っているその情報ですね、そこはいろんなネットワークを持っていれば、それを活用して、市のために寄与していただければと思っています。

瀬戸委員

じゃあね、普通の指名願を出している業者さん、例えば土木建設業者でいま言ったように新しく会社をつくりました。名前だけ作りましたと、そしたら1年間ですか、1年待たされますよね、実績見るのに。全くいまここに上がってきている選定はね、それは選定委員がされたかもしれない、でも環境に対してやってきたところかどうかといっているんですよ。やってないところをどうして選ぶのかと。わかる。土木をしていない業者に土木工事を任せないでしょう、指名にいれないでしょうもん。あなたたちはしたことのないところを入れて選定しているわけですよ、はっきり言えば。委託でも一緒、指定管理者も一緒。委託事業もね、例えばポンプの水門管理でもそう、やっぱそれに精通したところしか入れんでしょうもん。

そしたら指定管理者は何でもいいの、何処から連れてきてもそこが言うこと聞けば、それについて、市から言われたことについてできればいいと、素人に任せるのと一緒でしょ。そしたら市が何もしないで、私たちは何も指導しませんと言ったけど、初めにこの指定管理者に対してこれだけ事業がありますとレクチャーしましたと、こういう事業があつてこうこうしてもらわなくちゃいけませんと。任せ後はとにかく頑張つてやってくださいよと、一切私たちは関わりませんといったけど、指導していったりすることはないと言ったけど、じゃあ勝手にね、自分たちで研究して情報集めてやれる人間を連れて来てやらなさいということですか。そういう答弁じゃないですか。だから私が言っているのは専門性を持った業者を何で入れないで、選定ができるのかと言っているんですよ。素人に任せるのと一緒でしょうがと言っているんですよ、そうではないの。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:20

再 開 11:21

委員会を再開します。

瀬戸委員

とにかく僕が言いたいのは、これは今回の件だけじゃないんですよ。今回の件だけじゃない、すべてに対して指定管理者をやっぱり選定するとなれば、それなりに経歴がある、やったこと

がある、その分野に精通している、今はNPO法人でもどこでもいいわけでしょ、会社じゃなくても。そういうところが応募してきて選定するんだったらわかりますよ、そうじゃないその辺の掃除屋さんが指定管理者はどこでも出来るんばいと入って、ましてや選定委員さんを知っているから根回ししたらとれるという話が巷で出ているんですよ。巷で。だから私たちこうして言っているんですよ。

だから、どこでもここでもさせちゃいかんと言っているんです。きちっとそういう専門性を持ったところが応募してきて、きちっと経過を調べて、そこで1社しかなければ1社でもいいじゃないですか。1社しか応募してこなければ。専門性も持ったところであれば、2社しかなければ2社でもいいじゃないですか。さっちが指定管理にすると決めたら何か寄せ集めてでも、応募してきたら何処でもいいやと、これさえきちっと守ってくれて、やってくればどこでもいいやというようなやり方はやめてほしいと言っているんです。それはわかるでしょう。

今回、ここだけじゃない、いまから文化会館とかもね、いろいろ市民交流プラザとかもあがっていますけど、指定管理者、いろんなところでやっぱり弊害がでているんですよ。そういうところにさせるから。図書館でも指定管理者から外している市町村は多いですよ、いま。だからいろんな指定管理者については弊害があるところがある。そぐうものとそぐわないものがあるんですよ。本当にそぐわせるなら、専門性も持ったところがやってもら、そして飯塚市がやっているより民間に任して市民のサービスの向上をさせたりとか、施設自体の有効性を持たせたような事業の出来る業者に任せないとだめですよ。そうしないといつまでも市が関わらないといけないでしょ、いま関わらないと言ったけど。だからそれを頭に入れてやっていただきたい。これは環境整備課だけの話じゃない、総合政策の課長も出て来られていますから、これをお願いします、本当に。僕は、とにかく指定管理者制度を決めたからやればいいじゃなくて、そういう形で今後すすんでいくように、力強く要望させていただきます。終わります。

松本委員

1点だけ。いまもう瀬戸議員のほうから出ました。もうそのとおりというふうに思います。私は、この公募のですね、前回されていたNPO、こういったところがやはり飯塚市の環境を考えて、循環型もいろんなことを考えてやられるべきと思うんです。そこがいいとか悪いとかじゃないんですよ。いま言われるように専門的なことを考えてね。

前回されていますが、今回は手を上げられなかったと、それにはその理由があると思うんですよ。それを行政側が育てられなかったと言うと大変語弊があるかもしれませんが、何がネックになって、そういった方々が今回、指定管理に手をあげて、飯塚の環境行政をやって行こうと思われなかったかというようなところもね、あなた方はちゃんと精査をされないと、あそこがせんと言っているんで何社か集めてと、いま言うような結果になってくるんですよ。何が原因だったかよくわかりませんが、そういった飯塚市には、環境を考えたりいろんなことを考えて、NPOを立ち上げて頑張っていこうとされているグループがおられるわけですよ。そうしたら、そういったことを育てて、5年間されているわけですからね、次につなげるというのがやっぱり行政の責任なんですよ。

この制度ができたら何もかもという話になるんで、今日は総合政策も来てありますけどもね、これは余りに危険ですということで、何度も申し上げています。そして、この業者さんがいいとか悪いとか、取られたところがいいとか悪いとか申し上げているんじゃないんです。飯塚市の指名業者とか、いろんな土木にしる今やっているところはその事業が終わらないと、仕事が終わらないと次には仕事を回しませんよとちゃんとなっているわけです。そうすると1社だけが、指定管理はその枠ではありませんのであっちもいいこっちもいい、さっきも出ていましたけど福祉のほうをしてある、そしたら、1社だけが何もかもやるというようなことだって考えられるわけですよ。そしたらこの指定管理というのは、もちろん行政の財政面を安く上げたいというのもあるんですが、今まで行政がやっていた部分も民間に広くいろんな事業を提示して

くださいというのが目的なんです。それが1社が何もかも、あっちもこっちもあっちもこっちもって、そんなことじゃこのスタートの意味がないじゃないですか。それをどういうふうに網かけするのとかというのが出てくると思うんですが、いまのところないということですよ、どうですか。

総合政策課長

質問者がおっしゃるとおり、今のところ網かけ、2つ以上はだめですよ、3つ以上はだめですよという規定等、指針等は設けてはおりません。

松本委員

設けてないのがおかしいんですよ。だったら他所がしてなくてもいいじゃないですか。他所は関係ないんですよ、飯塚市はこの考えに則ってやっていきますので、2つ以上はいけませんとか、1つですとか、5つでもいいですよというのであれば、同じ業者がなんもかんもやるということでしょう。そういったこともね、やっぱりこれからはちゃんと精査をしていかないと。この委員さんたちはちゃんとした評価をされていると思うんですが、そこに行くまでが問題なんです。ぜひそういうことを総合政策の中で、まあ指定管理にするときには担当課だけじゃなくてみんなで考えますと、やっていきますと、なんもかんもするということとはしませんというご答弁いただいていますので、ぜひその辺は精査してもらわないと、いつまでたってもこういう問題はでてきますよ。答弁できますか。

総合政策課長

いま質問者ご指摘の件につきましては、事務局、総合政策課がもっていますが、その上の、よく申し上げます指定管理者制度導入推進委員会がございますので、その中でまた検討させていただきたいと思います。ただ今の時点30数施設ございますが、その中では社会福祉協議会が8施設をいま指定管理にさせていただいておりますので、この調整もまた必要なと思いますけど、いずれにしろ検討はさせていただきたいと思います。

松本委員

是非ですね、検討していただかないと、いつまでたっても指定管理というものに対して我々は疑惑といいますかね、いろんな問題が出てくるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひともその部分での検討をよろしくをお願いをしたいというふうにお願いをしておきます。

田中裕二委員

1点だけ質問させていただきます。この評価書のちょうど真ん中になりますが、適切な管理運営とサービス向上、その中の一番下、地域の連携と貢献の3番目、職員の雇用等については地元人材の雇用や障がい者の雇用への取り組みに十分な配慮がなされているかと、このような事項の中で今回指定されましたトキワビル商会さん、下から2番目ですね。1番高い評価点の業者さんとは、4点の開きがございます。非常に、この辺り大丈夫かなという心配をしておりますが、今までこのリサイクルプラザではいろんな教室があったと思いますが、その教室が引き続き実施をされるのか。また従業員の方が何人もいらっしたかと思いますが、その方たちの雇用をどうなるのか、この点はいかがでしょうか。

環境整備課長

現在、館の管理、運営につきましては、職員2名臨時職1名の3名体制でやられております。あと教室として10教室ございます。ですので教室関係につきましては、講師をそれぞれ招いて教室をしているという状況がございます。雇用につきましては、その事業者の指定管理者の応募に来られる時にいろいろ地元の雇用等々については話をさせていただいている経緯はございます。それと教室につきましては現在10教室っておりますが、その中でやはり人気があるというか、環境を考えた時に石鹸作り、エコクッキング等いろいろ今の必要性が高い教室もございます。それと別に、この教室はもう次に切りかえていいんじゃないかという教室もございます。そういったところにつきましては、指定管理者に教室等は考えていただきながらやっ

ていただき、また環境啓発のための教育等もやっていただきたいということで今回させていただいています。

田中裕二委員

いま答弁されましたけど、最初に戻りますけど、地元人材の雇用や障がい者の雇用という点数が非常に低いというのが本当に気になっております。この辺りしっかりと地元の方、また障がい者の方を雇用していただくように、市のほうからしっかりと要望していただきたいと思います。以上です。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第129号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙手多数 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第131号 指定管理者の指定(健康の森公園市民プール及び多目的施設)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

生涯学習課長

「議案第131号 指定管理者の指定」について補足説明させていただきます。議案書の57ページをお願いいたします。飯塚市健康の森公園市民プールの指定管理者の指定期間が平成23年3月31日をもって満了するため、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、今回はプールに隣接し平成21年8月に開設した健康の森公園多目的施設も合わせて公募による募集を行いました。

今回2団体の公募があり、飯塚市指定管理者選定委員会において審査が行われ、選定の結果、指定管理者の候補として有限会社飯塚スイミングスクールが選定されましたので、公の施設の指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者に管理を行わせようとする期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございます。選定の方法及び理由は記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次のページ、58ページをお願いいたします。本施設の指定管理者には2団体の応募があり、9月9日(木)、10月5日(火)10月12日(火)の3回の審査会が開催され、選定の結果「(有)飯塚スイミングスクール」が候補者に選ばれており、10月21日(木)に委員長より市長に答申がなされました。以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第131号 指定管理者の指定(健康の森公園市民プール及び多目的施設)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第134号 専決処分の承認【支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件）】」から「議案第145号 専決処分の承認【支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件）】」までの12件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長。

議案134号から145号の専決処分の承認【支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件）】についてご説明いたします。

議案書の64ページからとなります。学校給食費を納入されない長期滞納世帯44世帯に対して、飯塚簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったところ、相手方12世帯から分割納入を求める督促異議申し立てが行われ、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続きへ移行したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき学校給食費請求事件として専決処分を行ったものでその承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、本年9月14日、飯塚簡易裁判所に給食費の滞納世帯に対しての法的措置である、支払督促の申し立てを行なった事によるものであります。これまでの再三の督促にも関わらず支払に応じられなかった61世帯に対し、7月上旬に最終催告として、法的措置を執る旨を書いた催告文書を送付し、それでも支払に応じられなかった44世帯、請求金額にしまして約501万に対し、飯塚簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行ったものであります。

今回、申し立ての中で1世帯だけ61万6千と高額な世帯がありますが、この世帯は、昨年12月の申し立てで、一部納入され分割納入制約に応じられたため、支払い督促の申し立て自体を取り下げておりました。しかし、その後まったく納入がなかった世帯であります。

また、4万6800円と比較的低額で申し立てを行った世帯については、21年度から12ヶ月間まったく支払われなかった世帯であります。今回につきましても、異議を申し立てられた12世帯については、昨年と同様いずれも分割支払に応じるとの事であり、支払いを拒否する異議は一件もありません。また、12件以外の残る32件の内、裁判所からの支払督促申し立て書受領後に、5件が完納、7件が分納制約に応じられており、この12件については申し立ての取り下げを行っております。残る20件の内、何の意思表示をされない世帯が14世帯あり、この14世帯については、仮執行宣言申立書を送達、異議の申し立てが無ければ差し押さえ等の強制執行ができる債務名義を市が取得することになり、11月15日に2週間の意義申し立て期間も過ぎ市が債務名義を取得しております。残る件数の6件については、裁判所からの一回目の支払督促の申し立て書が不送達となっており、更に休日指定の送達を繰り返し行っているところでございます。

今後も、滞納の減少及び公平性を担保して納付意欲の低下を来さないため、必要に応じ法的措置を行い、生活困窮世帯へは、就学援助制度ついて案内するなど、滞納額が高額とならない様、細やかな徴収業務を行いたいと考えております。以上 簡単ではありますが、議案についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第134号 専決処分の承認【支払督促申し立てに対する異議申し立て（学校給食費請求事件）】」から「議案第145号 専決処分の承認【支払督促申し立てに対する異議申し立て（学校給食費請求事件）】」までの12件については、いずれも承認することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案12件は、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第20号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願」、及び「請願第21号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願」、以上2件を一括議題といたします。

おはかりいたします。本請願2件につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の委員会において紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件2件は、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 11:42

再 開 11:43

委員会を再開します。

次に、永露委員から「所管に係る事業の事務事業仕分けについて」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。永露委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。永露委員に発言を許します。

永露委員

先日、10月の8日、9日で事務事業の仕分けが行われました。事務事業の仕分けそのものについて異議を唱えるものではありませんが、合計で18項目に絞られて審議がされております。その中で、私どもの委員会の所管に係わるものが6項目ありますので、特にその6項目に絞って選定の経緯等についてお尋ねをしたいということと、それと、この事業仕分けの結果を受けてそれぞれの所管の今後の対応についてどのようなお考えを持ってあるのか、こういうことについてお尋ねをしたいということで、委員長に申し出をいたしております。

委員長

おはかりいたします。本委員会として、「所管に係る事業の事務事業仕分けについて」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。「所管に係る事業の事務事業仕分けについて」を議題といたします。永露委員に質疑を許します。

永露委員

できるだけ時間をとらないようにやりたいと思っておりますので、的確なご答弁をお願いいたします。まず、所管外になると思うんですけど、全くの無関係ということではございませんので、今日は行革のほうにも出席をいただいております。そこで、まず基本的なことをお尋ねをいたしますが、これは先日の一般質問で瀬戸委員が少しされまして、概略的なことはご報告をいただきましたけれども、最終的にこの18項目になった経緯についてはご紹介いただきましたけれども、そこら辺をもう少しご丁寧にご説明いただければと思います。

行財政改革推進室主幹補

本市では、今年度から試行的に行政評価制度を導入しておりまして、行政内部における評価としまして1次評価、2次評価を行い、外部評価としまして事務事業の仕分けを行っております。まず内部評価の1次評価でございますけれども、これは本市の全事務事業860事業を対象として事業担当課により評価を行っております。2次評価につきましては、行財政改革推進本

部内に設置しております各部長等で構成しております行政評価推進部会におきまして、1次評価を行いました全事務事業860事業の中から、一定の選定基準に基づきまして約1割に当たります87事業を選定して、評価作業を行っております。最終的には、行財政改革推進本部において内部における最終評価を行っております。最後に外部評価としまして、本年度は事務事業の仕分けという手法を活用しまして実施をしております。

対象事業は飯塚市行財政改革推進委員会、この12名、メンバーがいらっしゃいますけども、その中から専門部会として行政評価委員会のメンバー6名を選びまして、先ほど述べました2次評価対象87事業の中から、これも一定の選定基準に基づきまして18事業を選定いただいております。2次評価対象事業の選定基準ということでございます。これは860事業の中から、どういうものを2次評価対象事業として選定をするのかという基準でございますけども、2次評価対象事業につきましては、これを市民の方々に公表して、こういう評価をしましたというところで、公表するものでございます。これにつきましては、課題・問題があると考えられるような事務事業、また市政における重要度の高い事業、拡充すべきとか考えられるような事業、自己評価をした中で外部評価、そういうものの判断を仰ぐべきと考えられる主な事業。そういうものを2次評価対象事業の選定基準としております。

続きまして、事務事業の仕分け対象事業、これにも一応選定基準を設けております。これは外部の評価委員さん、先ほど説明しました行政評価委員さんで選定をいただいておりますけども、その選定基準としましては、事務事業の具体的な内容から事務事業の仕分けによる必要性や妥当性について、改めて検討する必要がある事業ということで、大きく言いますと人件費を含めた総事業が年100万円以上のものとか、事業開始から経年しており当初の目的を達成している可能性があるもの、また市の優位性・独自性を発揮するためのもの、その他の条件整備的なもの、また外部の視点からの議論が必要である、または有意義であると考えられるようなもの、そういうものにつきまして外部評価委員さんの目から先ほどの87事業の中からこの18事業というものが選定されたものでございます。

永露委員

確認をいたしますが、まず最初にすべての事業を出し、その中から約1割程度をめどに、実質的には87項目ですけども、これはいわゆる所管の部長において選定をすると。そして部長において選定された87の中から、外部の評価委員さんが87の中から18項目を選んだということですね。そういうことで確認をいたしますが、ということになりますと、例えば極端なことを言いますと、いま私どもが直面しておりますけども、新聞等でも賑わしとりますけども、政務調査費等がありますね。我々が一般的に考えると、当然仕分けの対象になるというふうに真っ先に思ったんですよ。これが18項目の中に入ってないんですね。この87の中にあれば、当然選んだはずと思うんですけども。私が外部評価委員なら選びます。87の中に、他にも色々あるんですけども、そういうものが入ってなかったという認識でよろしいですか。それはどうなんですか。まず、87の中に入らなければ選べないから。でしょ。まず部長において選択された87の中に仕分けの対象として、87の中に、これは議会事務局の範疇に入ろうかと思うんですが、違う、だからそういうものがまずあったのか、なかったのか、ご存じだと思いますけどお尋ねをいたします。

行財政改革推進室主幹補

政務調査費が87事業の中にあっただとかということでございますけど、いまそれはちょっと調べさせていただきます。選定の過程の中で、まず先ほど言いました全860の事務事業の棚卸しという形で拾い出しております。その中で、次の2次評価の対象事業を選定する過程で、まず関係各課、担当部署のほうから先ほど言いました2次評価の選定基準に見合う事業というものを、まず各課のほうで候補事業というものを選定させていただきます。その中で選ばれたもの、270事業ぐらいあったんですけども、それをもとにしまして先ほどの行

政評価推進部会、各部長等で構成しておりますメンバーで、その中から2次評価対象事業、その87事業というものを選んだという過程でございます。それぞれ各所管におきまして、事業数が多いところ、少ないところもございますので、その中から各課それぞれの視点で選んでいただいております。その中で、この事業あの事業という選定の方法というのは各所管の中で、これは2次評価にかけべきだとか、その事業の中もいろんな事業がございますので、その中から重要なものというところ、課題のあるもの、そういうものを各課で選んでいただいているというのが実情でございます。

永露委員

それは、また後ほどお答えください。それと、もう1点大事なことなんですが、例えば18項目を外部評価委員さんが選んだということは、当然その事業に問題ありということで選ばれるわけですから、当然すべての事業について見直しとか廃止とかいうことになるのは当然だと思います。もともと選んだ目的がそれですから。そこで事業拡大なんてことになったら逆におかしな話になりますんで。もともとがそういう趣旨の目的で選んでおりますから、その結果として18項目がそのような形になってきておりますね。結果としてですよ。だから1つでもこの事業は現行どおりとか、拡充ということにはなっていないでしょうが。結果として、結論はですよ。だから当然そういうことになるはずなんです。

例えば、いま国でも事業仕分けが行われておりますけども、事業仕分けの中ではこれはもう明らかに廃止だということになったものが、今日の新聞にも出ておりましたけれども政府において、いやこれは継続するんだということになっておりまして、何のための事業仕分けかという話はよくありますけども、飯塚市においてもそういったことのないようにしなければならないと思うんですね。飯塚市においてはこの結果を恐らく外部の方々の意見を参考にして、予算に反映させるとかいうことで言われるんだと思いますけども、そこでこの結果を検討し、参考にするだけなのか、こういうことまでわざわざやった以上、やはりそこには仕分けの結果を尊重するというものも、気持ちもないといけないと思うんですけども、そうしないと意味がないと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

行財政改革推進室主幹補

事務事業の仕分けの結果については、一般質問でもお答えさせていただいておりますけども、市の最終判断というものではございません。しかしながら、この結果については十分意見等も含めた中で受けとめまして、行政内部におきまして十分にその分検討いたしまして、事務事業の改善、予算編成等に反映させていきたいというふうに考えております。現在、2次評価も含めた中でこの部分については意見等も含めまして、市の今後の考え方、方針、そういうものについて公表させていただくということで、いまその検討を行っているところでございます。最終的には、市の本部会議、行財政改革推進本部会議のほうで、確認をとりまして最終的に市民のほうに公表させていただきたいと思っております。

永露委員

今のご答弁でいきますと、検討はもちろんするけども、最終的な判断は私どものほうでやるということですね。ということは、必ずしもこの結果にこだわるものではないという言い方ですね。何のためにやるんですか、こんなもの。何の目的なんですか。話は聞くだけで飯塚市はこういうことやりましたよということだけですか。そうなってくると所管外になりますんでこら辺でやめますが、それで先ほどの、また答弁してくださいね。私に取り上げますのは、あくまでも所管のことだけやります。もちろん所管外のことはやりません。6項目ありますので、このうち4項目について、ちょっと所管の考え方をお聞かせ願いたいと思います。まず市民交流プラザですね。市民交流プラザについては、事業仕分けの結果はバツサリですね。6人全員が不要ということですね。不要ということは、やめてしまえということでしょう。という考え方でいいんですか。

#### 市民活動推進課長

もう皆さん既にご存じのとおりに、この市民交流プラザは中心市街地の活性化基本計画に基づきまして設置されたものでございます。それで市民の団体活動支援を行ってまいりました。当日の事業仕分けの段階では、私個人の説明が十分に至らなかったところがありまして、こういう結果に結びついたのではないかと考えております。しかしながら、この施設については、いま現在市が進めております中心市街地の活性化とあわせて、また大きな意味で市の市民と行政との協働というテーマで、ここで市民活動を推進しております拠点でございます。私ども所管課としては、非常にこの地域にとっても交通の利便がよく、市民の交流に適しております。これを生かして充実を図っていくということで、先ほど議題にも出ておりましたように、指定管理者の方と私どもの関係をもう一度十分に役割分担も含めてとりながら、原点に立ち返ってこれを進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

#### 永露委員

ということは、この事業仕分けの結果なんかそくらえということですね。言葉は悪いんですけど、自分たちは自分たちの考えでやっていくということですね。ということは、あなたの言葉ですとこの事業仕分けは継続だと。継続というよりもより拡充すべきであるというお考えでよろしいですか。

#### 市民活動推進課長

私はこの事業仕分けについて説明が不十分でございましたけれども、私は市民活動という分野の中でこれを担当しております関係でございますので、このことについてはこれから先、行財政改革中でご判断も出てくると思っておりますけど、現段階私の立場といたしましては、この業務を推進してまいるといってご答弁をさせていただいております。

#### 永露委員

としますと今度は行革との話とか、財政との話とか、要するに執行部との話になってくるだろうと思うんですが、片方ではこういうたまらんような結論を突きつけられているんですね。これを無視するわけにはいかない。ある意味で尊重せざるを得ないという立場が行革だと思うんですよ。でしょう。そこに考え方として、所管との考え方の相違があるでしょ。そこはどのような協議、合議をなされるおつもりですか。

#### 行財政改革推進室主幹補

ただいま所管のほうから考え方とかいうものが出されました。これにつきまして先ほど申しましたように、現在、行財政改革推進部会という部長で構成しておりますメンバーの中で、全体的な市の方針としての考え方をどうしていくかという協議を、今まさに調査をしながらやっておるところでございます。最終的には行革の推進本部のほうで市の考え方として提出させていただくということにしております。それにはもちろん先ほど言いました事務事業仕分けでの意見、そういうものに対してきちんと理由をつけて、例えば見直しなら見直しの意見が出ております。仕分けの中で、見直し・不要ということで不要が3件、見直しが15件ということで出ておりますけども、審議が終わったあとに、やはり説明が不十分であったために判定が変わるのではないかとこのふうなところも、その後の総括のほうでいろいろ意見も出されております。そういうものを踏まえて、全体的な意見も踏まえまして、市の方針と考え方、意見に対する市の考え方をきちっと述べられるような形で公表させていただきたいと考えております。

#### 永露委員

できるだけ時間をとりません。少なくともこの事業仕分けという、私に言わせれば言葉は悪いですけども一種のセレモニーをしたということだけだと思います。こういう意見、結果を尊重しないのであれば、する必要はないじゃないですか。何のためにやるんですか。その意見を、考え方を反映させるためのものでしょ、これは。違うんですか、行政に。それが第一の目的でしょう。先ほどの宿題をまた後でお尋ねをいたします。それと次に、これから本題に入

りますね。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:06

再開 13:00

委員会を再開いたします。

永露委員

もうひとつ市民交流プラザのほうで聞き忘れていた点がございますので、ちょっとお尋ねをいたします。これは今日の報告事項の中でいわゆる指定管理業務評価ということで、評価委員からの評価ですね。私はわからないんですけども、ここにおける評価委員さんといわゆる事務事業の見直しの評価委員さんとはダブるところはあるんですか。全く別の組織のものですか。この中から確か出たんじゃないかなというふうに理解しとったんですけど、そうじゃないんですか。行政評価委員さんというのがあるじゃないですか。その中から事務事業見直しの委員さんを確か選んだというふうに理解しとったんですが、その点はいかがでしょうか。

行財政改革推進室主幹補

今回の事務事業仕分けの評価者につきましては、行財政改革推進委員会という委員会がございます。この委員会12名いらっしゃいますけども、その中から6名を今回の評価者という形で選ばせていただいております。

永露委員

ですから今日の報告事項の中でいただいております、ここに書いてある評価委員さんと合致する部分はあるんですか。ダブる部分というのは。

行財政改革推進室主幹補

指定管理者評価委員会委員名簿というものがございますけども、この中では委員さんはダブっておりません。

永露委員

要するに外部評価者ということで6名挙がっておりますが、ここに括弧して行政評価委員他とありますね。行政評価委員というのが仕分けの中に入っておりますね、6名。この外部評価者たる行政評価委員さんときょう報告事項で挙げられております評価委員さんとの、わからないのでお尋ねしているんですが、別物というふう認識でよろしいですか。

行財政改革推進室主幹補

先ほど述べました行政評価委員というのは、先ほど言いました行政評価推進委員会12名の中から6名を選んでいきます。これは専門部会という形になりますけども、行政評価委員会という形でその中から選ばせていただいております。もう6名は補助金等審査会というのがございます。他の6名については補助金等審査会というメンバーになっていただいているということでございます。先ほどの指定管理者の評価委員会とは重複はしておりません。

市民活動推進課長

いまご質問の指定管理者の評価委員会の件については、総合政策が担当はしておりますが、私どもがこれにお願いをしたという関係でお答えをさせていただきますと、学識経験者の方が2名、それと公募の方が2名、それと利用者の中から1名、実際に交流プラザを利用されている方から1名、それと専門家ということで福岡県にありますNPOのセンターの代表の方1名、全部で6名の方でされております。事業仕分けの委員さんとは別建てのものというふうに理解をしております。

永露委員

わかりました。今の件で、ちょっと報告事項に入ってしまうのでどうかと思いますけども、ちょっと関連してご質問いたしますけども、これは単なる業務について適正であるかだけを問

うものであろうと思うんですよね。その存在について、是非かとかいうものについては、いわゆる事業仕分けで行ったんだろうと思うわけですが、でもそう単純に割り切れるものでもないですね。目的はもちろん違うのはわかりますけども、例えば一方で業務についてはほぼ適正に行われているという評価ですね。若干改善すべき点はあるけども、全体的に見ればそれなりの事業評価はできる。それなりに市民のために、きちっと評価できるものがあるという内容なんです、こちらは。片っ方では逆に一刀両断に切り捨てておるんですね。事業そのものが不要だと。こんなものに金を使う必要なしという判断ですよ。よくわからないんですけども、この点についていかがお考えですか。

市民活動推進課長

先ほどご質問の中身でございますが、この指定管理の関係の、いま資料をお持ちになってご質問されていたほうの分でございますけれども、きょうの報告の中をお願いをしたいと思っておりますが、ご質問の分については質問されるように、この施設の運営等が決められておまして、それに沿って適正に運営されているかということ、そうはいいいながらいま委員がご指摘のとおりこれの前に行政の仕分けの分が出ておりましたので、このヒアリングのときにもそのことについてご質問があっておりました。この分については現地にも出ていただいて、それぞれ実際に使用実態も見ていただいて、いろいろヒアリングをいただいて、そして結論を出していただいたということで改善項目が上がっております。それについては事業仕分けの中で、質問の中に直接は出ておりませんでしたけれども、やはり努力していくべき点だということで、非常に重要なテーマということで受け止めております。

永露委員

資料でいただいた改善点がございますね。この改善点の中には、細部については改善すべき点はあるが、この事業の必要性は認めておるんです。でしょ。ただし細部についてのこういうところは改善をすべきであるということなんです。だから、基本的にはこれは存続すべきということなんです。片っ方で存続することはいらぬということなんです。やめてしまえということですよ。平たく言えば。そういうことでしょうか。やめてしまえということでしょうか。必要なしということでしょうか。じゃあ聞きますが、不要ということはどういうことですか。

行財政改革推進室主幹補

事務事業仕分けの中では、この市民交流プラザというものにつきまして、6名の委員の方がすべて不要という判断をされております。ただ審議の中身、ご意見の中身としてNPO団体、市民団体そういうものの事業の目的については、必要なものであるというご意見も出されております。ただ、いまアイタウンの中にありますけれども、場所的にどうなんだと。他のところでもやれるところがあるんじゃないかと、そういう意見が出されておりました。コストを含め、利用者の活用しやすい状況づくり、そういうものも含めまして、もっと検討する必要があるという中で、判定としては不要という形で出されておりますけども、その事業の目的自体、そういうものについては、市民団体を支援していくべきものだということで出されてはおります。ただ、成果の指標のとり方とか、そういうものはもうちょっと考慮するべきではないかという意見が出されておったように記憶しております。

永露委員

不思議に感じるんです、あなたのお話。感じませんか。言いながら感じますよね。私も感じるんです。あなたの言葉ですと、まさに見直してしまえ。あるいは他の項目と同じように、不要が3あって見直しが3あるとかいうことなら、今のあなたの言葉は理解できます。しかし全員が不要ということですよ。不要ということはどういうことですか、日本語をちょっと説明してください。必要なしでしょうか。違いますか。不要という言葉の説明してください。

行財政改革推進室主幹補

事務事業仕分けの評価シートというものがございます。これに基づいて評価委員さんの方に評価をいただいております。不要、廃止の評価判定理由という中には、例えば事業の趣旨、目的に妥当性がないとか、目的を達成する手段として他の手法が考えられるとか、市民ニーズや時代変化により事業が役割を終えている、または役割が小さくなっている。また、事業の効果がなくなっている、また薄れてきている。それと個人が自助努力、自己負担することが適当である。また、民間が実施すべきである。また、国または県が実施すべきである、あとその他という形で、事業そのものを市がすることが妥当じゃなくて、例えば民間にさせて継続させてやっていくべきだと、そういうものもこの不要の中には一応入っているという形になります。

市民交流プラザの場合、場所的なもの、他の場所でもできるじゃないかというところで、市民交流プラザとして場所的なものがどうなのかというところで、不要の判断が出されたものと思っておりますが、あいタウンの再開発事業の経緯等もございます。そうしたところを、どう市として活用していくかというところで市民交流プラザというものをつくるというところで、市の方針として出されておりました。それに対して外部の評価者の目とすれば、他のところでもやれるんじゃないかと。やっておる中身の目的自体はいいんだけど、そこでやる必要はないんじゃないかと。そういうふうなところの判断で評価委員さんとしては不要と。先ほど申しました判定理由の項目の中に当てはめまして、不要という判断を出されたものと思っております。

#### 瀬戸委員

いま何度も永露委員がお聞きになって、私もちょっと不思議だなと感じているんですけども、いわゆる市民交流プラザの床面積というのは市が買ったわけでしょ。購入していますよね。ということは、購入した場所がもう要らないと。そこで不適当だと。ただ購入した市の専有部分は他のものに使いなさいということですか。そして、いま言うこの市民交流プラザはどっか学校の空き地とかなんかに持って行って、いわゆる指定管理者制度自体も否定するものではないということなんですか。指定管理者制度でこの市民交流プラザのいまやっている役割、実施事業もやってあるでしょ。こういうものは必要であるということ、でもこの内容を見ると、指定管理者のマネジメント機能を強化すべきと、市民活動団体を支援することはやるべきことであるが、利用者をふやすことが行政の目的ではないとか、事業の効果がなくなっている、また薄れてきていると、市民ニーズや時代変化により、事業が役割を終えている、または役割が小さくなっている。目的を達成する手段として、他の手法が考えられる、事業の趣旨・目的に妥当性がないとかいろいろ書いてありますよね、ここ。

これが主だった理由でしょうけど、となるといわゆる不要ってことでしょう。いらない、必要ないと。事業自体ももう必要ないと。結局この事業とこの事業をつまみ上げて、ここは必要なんだと、だからそれは指定管理者に任じてしまって、他のところでやったらいいという不要なのか。いわゆる、これ自体が不要だからもう失くしていいんじゃないかと。指定管理者制度も失くしてしまいなさいと。そして、その専有面積は別物で有効に使いなさいと、そういう意味の不要に私は感じるんですけどね。なにか言われると、これ自体はどっかに持って行って、他のところに持って出て、場所がもったいないから持って出て、他のところでやるような何かニュアンスに聞こえますけどね。

でもこの評価委員さんたちは、不要だと。6名が6名不要だと言っているわけです。不要とは必要がないということでしょう。あなたたちが言うような言い方していたら、全部の項目この事業の中で、これとこれは必要だけど、これは不要なんだと、でも総括して不要なんだと。でもこの事業とこの事業はいいんだと。そしたら、これは別に残してもどっかでやらなくちゃいけないとか、そういう話になってきますよ。事務事業仕分けをして、余計煩雑なものになっていくんじゃないですか。不要は不要でしょうも。要らないということじゃないですか。それを事業だけ取り上げて言っていたら、なんの事務事業仕分けをしても全部そういうことが出てき

て、その事業だけどうして残していくのかとか、とんでもない作業がまた出てくるじゃないですか。そのへんよく考えて答弁しないと。気持ちはわかりますよ、いまご答弁される気持ちはわかるけど、どっちか、右か左かはっきりしないと、これは先ほど言われたように事務事業仕分けなんてしないほうがいいですよ。ややこしくなる。そして私たちがいろんなね、下手なこと論議をしなくちゃいけなくなる。もう少し考えてやらないと。

永露委員

それで先ほどから主幹補にご説明いただいておりますが、聞けば聞くほどあなたの言葉の中には見直し論が入るんですね。見直し論が強いんです。ということなんです。言っていることは。ただ現実として、結果として見るとあくまでも不要と言うからには、僕らはが考えるには、その事業そのもの、だからこの1番に書いてあるでしょ。評価内容の1番に事業の趣旨、目的に妥当性がないと。事業の趣旨、目的に妥当性がないということは失くせということなんです。この事業そのものが要らないということをやるとるんでしょう、違いますか。

市民活動推進課長

チェック項目で委員さんがそこにチェックされたということで、私どもはどなたの委員さんがどういうふうに質問をされた中で、そこに結果としてチェックされたかということは、ちょっと存知あげていないわけですけども、例えば事業の評価のときに中に出ておりましたのは、私どもが事業の成果指数を人数で挙げておった経過がございました。それについては、委員さん方からそうではなくて、そこを使っている団体さんの事業の変化とか、地域貢献の度合いとかを指標等にあげていかなければならないと。ですから、行政としてその事業を評価していくなり、または進めていくなりするときに、その事業の評価が妥当なのか妥当じゃないかということでは、質問の中でご指摘を受けております。そのような意味も含めてそこに付けられたのではないのかなというふうに思っておりますので、今回これ以降、その辺を原点に廃止という非常にづらい重い項目でございましたので、原点に立ち返りまして、そして行政と指定管理者とで、特に指定管理者の独立性というのを侵してはなりませんけれども、当初平成15年のときよりも飯塚市の状況が変わってきておりますし、高齢化も進んでおりますので、その関係を行政も今まで以上に指定管理者と連携をとりながらやっていきたいということで、重く受けとめて、そのように理解して、そしてやってまいりたいというふうに考えております。

永露委員

課長申しわけありませんが、そういうことをお尋ねしておるんじゃないんです。あなたの気持ちは、言われることはよくわかりますけども、そういうことを言っているんじゃないんです。ですから、この結果を我々は純粋にとらえます。この結果、私はこの事業そのものが否定されたと思っているんです。単純に考えれば。ただ主幹補は場所が変わればいいというふうにおっしゃいましたね。そういう意味での不要だということと言われましてけども、それもまたおかしいじゃないですか。それは場所等も含めた中での見直しとかいうことなら、まだわかるんですよ。そうでしょうも。存続はしていいが、こんなところではする必要はないから別のところで、より効果的なところでされたらどうですかとかいうことならまだわかるんですよ。そういうことを踏まえて、この場所についての不要論ということならまだわかるんですけども、この紙をいただいて読んだ以上は、事業そのものの不要論なんです。それ以外にありますか。僕はないと思う。何か不思議そうな顔をしていますね。それほど私の言っていることがわからんですかね。ここに学校の先生はおられんですかね。子どもたちにこの不要という言葉はどう説明されますか。経験者、教えてください。

学校教育課長

先ほどから言われてあるのは、事業仕分けの評価判定シートの中に、不要という項目で入っておるといことなんです。それですと進めてあるんですね。不要という言葉そのものを子どもに教えるときにはそのまま読みますから、レ点か打って、要らないということになる

んだというふうには子どもには教えます、国語的にはそういうことでございます。要らないということですね。

永露委員

ということは学校で言うことと、大人の世界では違う言葉ですか。そしてここで不要と言われても、例えばこれが場所の変更等で仮にあったとしても、九野坂課長はあの場でこれまでどおり、いろんな改善をしながら推し進めるという考えでしょう、違うんですか。

市民活動推進課長

私があのとときの、委員さんが言われました詳細の相互の質問と答えについて、まだ十分に把握しきっていないんですが、私の記憶ではあの場所をほかの場所ではどうかという話等が出た記憶はしております。ただ私がああの場所でお答えを十分にできなかったこともあって、そのことで不要のほうに行ったという責任も感じておりますが、しかしながら、市民交流プラザのあの場所にあつて、私は本当にあの場所です役立っているということで認識しておりますから、委員さん方が、他の場所ですどうかと言われた時にそういうご質問には答える所存を持っておらなかったもので、そのままその論議が流れて、次の委員さんが質問に入っているというようなケースもございましたので、私どもは事業仕分けの6人の委員さん、コーディネーターを入れた中で、やりとりがあつた中で、6つの議題が並行して動いているようなことで、非常に経験が足りませんでしたものですから、結果的にそのことへの答えが十分にできないままに不要というところに結びついてしまったのではないかと反省をしておるところでございます。しかしながら、あの場所は非常に利便性もよくて、そして現在中心商店街の中で役割を果たしておりますので、その分原点に立ち返ってやっていきたいというふうに思っております。

永露委員

いまの課長の答弁では、せっかくやった事業仕分けへの結果にとらわれることなく、自分たちが良しとする考えでやっていくということですね。そういうことですよ。それはそれでいいんですよ。それぞれでいいんですけど、そうなってくると元々のね、主幹補、そういう考えも当然幾つか出てくるだろうと思うんです。そういうときにどういう調整をするんですか。立場を変えれば、私どもが事業仕分け人として事業仕分けをした場合に、頭と時間をつくって、体を使っていろいろ考えてやって出した結論、それも全員一致の結論。分かれたんならまだいい。分かれていない全員一致の方向性が出されたものについて、そういうことはしませんよ、これからはあそこでちゃんとやっていきますよということになると、どういうことがこれから起きるんですか。もし私が事業仕分け人なら怒りますよ。何のために我々にこんなことをさせたんですかと。そんなことで話を聞く、聞かないで別ならしなければいいじゃないですかとかいうことになりますよ。いかがですか。

行財政改革推進室主幹補

今回、外部評価委員さんにご依頼する際に、事業の内容、そういうものについて説明をさせていただき、この評価については十分反映をさせていただくということもしておりますが、これは強制があるものではないということも認識していただいております。強制力はないから、いやもう関係ないという話ではございません。外部の目から、視点から見ていただいた中ではこういう考え方もあるところを十分行政側も認識する必要があると。それを十分取り入れた中で、今後その事業の見直し、改善そういうものにも含めて取り組んでいくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします

永露委員

理解いたしかねます。時間ですので、もうここら辺でやめますけどね。先ほど政務調査費の事業仕分けへの選定についてちょっとお尋ねいたしておりましたが、これはどうなりましたか。

行財政改革推進室主幹補

政務調査費につきましては、先ほどの2次評価の87事業の中には入っておりません。これ

は、政務調査費は補助金というものでございます。補助金等審査会というものを別個に設けております。市の補助金について一応見直しをするということで、先日審査会を行いまして補助金の見直しもしたところでございます。できるだけこの行政評価の部分と補助金の部分はダブルさせないようにしようということもございまして、政務調査費のほうは補助金等審査会のほうで、審査をさせていただいております。

永露委員

また日本語のことやらないかんですね。補助金とは何ですか。補助とは何ですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:29

再開 13:29

委員会を再開いたします。

永露委員

いまあなたね、補助金のものについては別途の組織でということをおっしゃったね。補助をするということは、何らかの形でそのお金を補完するということですよ。それが補助金なんですよ。政務調査費は補助ですか。我々がいくらか出して、その足りない分を市のほうが保管しているんですか。違うでしょうも。もういいです。言わなくていいです、時間をとりますから。とにかく、少し納得のいかないことがたくさんあります。

それで、先にちょっと進ませていただきます。それからこの16番ですね。16番の小中学校国際教育関連事業、これも見直しということになっております。おそらくこれは通称いわゆるALT事業だと思うんですが、私はALT事業の最大の目的は、いわゆる外国の方との触れ合いとか、あるいは外国の方の生の英語に接するとか、そういうのが最大の目的だと思うんですよ。別にそこで具体的に英会話がどうのこうのとかね。それも一端にはあろうでしょうけども、基本的にはその2つが一番の目的だと思うんですが、それに対して事業仕分けにおいては過半数の、恐らくこれは別の方法でということでしょうけども、別にやり方で見直すべきだということですが、それでも6名中4名が見直しということなんです。中には現行どおり、あるいは拡充ということがありますけれども、この拡充の方が小学生のみの拡充ということで0.5だと思うんです。普通なら0.5なんてありえませんがね。でも、これは中学生は見直すべきだけでも、小学生のほうはもっと力を入れるべきだというお考えだろうと思うんですよ。それで0.5だろうと思うんですが、結果としては見直しが過半数ですね。6名中4名がこの事業は見直すべきだということですが、西課長反論してください。

学校教育課長

この事業仕分けの当時、そのような意見を言っていたんですが、最終的に言われたのが、目標と成果が一致していないじゃないかというようなことも言われました。それは確かに事務事業評価シートにおいてはそうだと。先ほど委員さん言われますように、子どもたちにとってはネイティブスピーカーとしての役割が、非常に効果大きいということは、こちらのほうから何度もコーディネーターや評価者の方に説明申し上げております。その都度、他の方法があるんじゃないかとか言われましたけれども、確かに飯塚市内におきましては、外国の方がいっぱいいらっしゃる。他の市よりも外国の方といますか、いっぱいいらっしゃるからそれを活用したらどうかという意見が出されましたけど、それも一理あるなということで、今後それはうちの中に入れていきたいというふうに思っております。反論というよりは、何といますか、こちらの目的といますか、そういうことを常にずっと向こうにはいっぱい言わせていただいております。

永露委員

これに関連して、来年度から正式に小学校への英語授業が始まりますね。5年生、6年生が

年間35日間の外国語が取り入れられるということですね。学校で正規の授業になりますね、この35時間というのは。学校で教えるということは、ALTじゃなくなるわけですね。基本的には日本人の教師が、日本人とか言ったら失礼になるかもしれませんが、原則として日本人の教師による英語授業が5年生、6年生に対して行われるということです。本来の今やっているALTとは全く別ものなんですね。目的が違うんです。外国人による授業というか、英語への関わり合いを求めるといふことと、今回来年度から正式に行われます授業は違うんです。ちょっとわからないんですが、この来年度から5年生、6年生に対して行われる英語授業とは具体的にどういうものをやろうとするのか。結局、中学校1年生の前倒しというような考えでやるのか、それとも、いやそうではなくて例えばALTが持っていたような目的を含んだ内容になるのか。どうなんですか。

学校教育課長

来年度から確かに小学生5、6年におきまして、英語活動ということで英語が導入されるということになります。以前から英語の活動に当たりましては、英語ノート、これを使いながらやっておりました。それは総合的な学習の時間において、もうすでに飯塚市においては導入しておりました。その関係がございましたので、平成19年度から3カ年ですか、小学校にずっとALTを派遣しておりました。そういったことで中一の授業の前倒しかということであれば、中一の授業はA、B、Cから始まりますが、英語活動でございますから当然英会話を中心に進めていく授業ということになります。ですから、小学校5、6年の間に英語になれ親しむ、そしていろんな英語的なものに興味を持たせるとか、そういった授業になろうかと思っています。

永露委員

いまお話しされたことであるならば、現在行われておるALT事業のほうがより効果的ですよ。いま言われたこと、中学校の英語の前倒しということではなくて、いま西課長が言われたようなことならば、現在行われているALTのほうがより効果的であることは否めませんね。いま言われたことであるならば。

学校教育課長

先ほどの説明の中で不足した分がありますが、飯塚市におきましてはずいぶん以前からALTを入れていたと、小学校にですね。それで来年度からは英語科が正式に35時間なるということを考えておりましたから、小学校に入れていったわけでございます。小学校にはもう19年度からそういうふうになるので、ALTを入れている間に小学校の先生方に、自分で英語のそういう活動ができるように準備しておいてくださいということ再三再四指導はしてきております。ですから、それで本年度でだいたい事業を打ち切る予定でございましたが、やっぱり少しそれでは難しいだろうということで、来年度は別の形での事業を考えているということになります。それは小学校の英語を担当する先生方への指導といいますが、そのための外国人講師を雇用しようということと事業展開しようと思っております。ですから、今まで3カ年間こういうことを見越してやってきているということでございます。

永露委員

いまの課長のご答弁からいきますと、いわゆる16番のALTの事業ですね。外国語授業は事業仕分けにかかる必要はあったんですか。ないでしょ。私はないと思うんですよ。そのような計画の中で進んできて、そのようなことをもうやるという方向づけがなされつつないですか。違いますか。これを受けてやったんじゃないんでしょうも。違いますでしょ。来年度からこういう形でやろうということと言われましたよね。今のALT事業を別の形で、例えば留学生の方とかそういう方を入れて、総合学習時間の中にでも現在のALT事業的なものを作って行こうというお考えなんじゃないですか。それはこの事業仕分けを受けてからの話じゃないでしょ。当然前から持っていたんじゃないですか、そういうお考えも学校教育課としては。そうじゃないと時間的に合わないでしょう。でしょ。そうならば何で事業仕分けに出てくるん

ですか。言われなくてもそんなことやりますよということでしょうも、やっておりますよと。当然そういうことも踏まえて学習指導要領が変わるんですから、そういうことを踏まえてこういう形で学校教育課としては対応していきますと。やりますという考えは仕分けを受けてからしたんじゃないんでしょうが。仕分けは10月8日、9日でしょ。それから考えたことじゃないでしょうも。ずっと前から考えとったんでしょうも。指導要領がそうなることもわかっていますから。そしたら何でここで事業仕分けを受けなければならなかったのですかと。それぐらいのことを言われなくても、俺たちはしよるということじゃないんですか。違いますか。

学校教育課長

確かに、これがあるときには小学校につきましては、そういう方向性を持っておりましたが、そのことも併せて仕分けの中で考えていただいております。ですから拡充というのも0.5でしたか、というのは小学校に関してのことでそういうようなことの結果でございます。

永露委員

例えば課長はこの事業仕分けの結果を受けて、これを無視するわけにはいきませんね。考慮、検討しなければなりません。尊重まではいかないかもしれないけども、しかし完全に無視するわけにもいけないから、いろんな形の中で方法等の見直しをやりなさいということですから、ここに掲げてあるものについて、これから事業の内容等について見直しをしてやっていくということで、我々は考えてよろしいんですか。

学校教育課長

冒頭申しましたように、この中で一番は飯塚市内には他市と比べまして外国の方が多いと。ですから外国の方のボランティア等を活用したほうがいいのではないかという、仕分けされる方の意見がございましたから、それにつきましてはなるほど一理あるというふうに思っております。ですからその中で、子どもたちの英語活動あるいは英語教育の中で、それが効果があると判断した場合には、そうしたほうが事業の効果も大きくなるというふうに考えておりますから、それは意見として今後、私たちのこれから進めていく事業の中に組み込んでいきたいと、そういうふうに考えております。

永露委員

きょうはこれでやめときます。それと今度は17番ですね。中学生海外研修事業。これは結果として見直しですが、その内容は不要が3見直しが3。何で見直しになったかという委員長裁決ですね。いわゆるコーディネーターが見直しに。可否同数ですので見直しについたんで委員長裁決で結果としては見直しですけども、6名のうちの3名が、さっきの話ではないんですけども不要だと言われておるんですが、まずこのことについて生涯学習課に、もともと私はずっと学校教育課と思っていたもので、議事録を読むと平成20年に移管されたということですね。平成20年度に移管されたということなんですよ。私が気がつきませんで、ずっと学校教育と思っていたんですが、学校教育課から生涯学習課に移管されたということなんですが、またそれを言っていたらまた止められそうですけども、いま生涯学習課になっておりますから、その生涯学習課に聞かなければなりません、まずこの半数の方がもうこういう事業は目的に妥当性がないということですから、先ほど申し上げましたようにもうやめられたらどうですかということなんです。と私はとらえておりますが、まずこれを受けてどのようなお考えを持っておられますか。

生涯学習課長

生涯学習課としましては、この中学生の海外研修事業につきましては重要な事業だというふうに認識しております。ただこの中でご指摘があった中では、やはり中学生3千数百名に対して参加できる人数が非常に少ないのではないかと、また費用負担、保護者にかかる負担が非常に高いので、ある程度所得のある人しかいけない。募集の時点からもう選別されているのではないかとというようなご指摘をいただいております。このような意見については、従前から何度か

そういう意見を聞いておりましたので、生涯学習課としましてもこの事業仕分けの結果を受けてではなく、その以前からこの2点について改善できるような方向で検討は行っておりました。

永露委員

結局、学校教育課から生涯学習課に移管されたとき、それまでいわゆる就学援助、要するに減免措置とか助成措置とかというのが当然あったんです。私がした提案理由の中にそれを入れるために、特に市長が認めるものという一段を入れたんですよ。それが結局、生活困窮者とか、あるいは生活保護者とかいう家庭の子どもたちをすくい上げる手段としてつくったんです。これがいつの間にか取っ払われおるんですね。取り払われたと書いてありますが、なぜですか。

生涯学習課長

生涯学習課に移ってきた時点で、人材育成、英語教育なり中学生全般にわたってチャンスがあるものではなく、特定の生徒にということで学校教育のほうでいう就学援助の対象にはならないというように判断して取りやめたものでございます。

永露委員

それは確か施行規則でやっとするんですか。条例ではその他、市長が特に認めるものという一段は、おそらくまだ生きておろうと思うんですよ。条例を扱うには議会の承認がいりますでしょ。議会の承認を求められた記憶はないんです。ということは、条例は扱わずに勝手にやれる施行規則でやったんですか。施行規則は議会に諮らなくていいでしょ。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:50

再 開 14:12

委員会を再開いたします。

永露委員

当初中学生を海外にやろうということで、現実的には人材育成基金条例をつくったんですね。その中でその提案理由を説明したときに、いま言われるような女性の問題あるいは選抜方法、仕分けの中で言われておりますね、そういうことは当然のこととして質問があったわけです。じゃあ恵まれた子どもしか行けないのじゃないかとか、頭のいい子しか行けないのじゃないのかとかいうことが、当然のことながら質問を受けました。ですから、私は条例の中の一番最後にそういうことをクリアできる便利な一文をつくったんですよ。それが、その他市長が特に認めるものという条文をつくったんです。だから市の条例というのはほとんどこれが入っているでしょ。本当はそれを入れると何も決めることがいらんのですよ。その前段で、いわゆる制約的なものをいっぱい書いて、それでその他市長が特に認めるものとすれば、前にしたことが現実的に意味がないことなんです。何でもできるんです。でも条例をつくる上で当然そういう助成措置等をとらんと、本当にそういう外国に行って、いろんなことを経験したいという子どもたちが経済的理由でやめなきゃならんとかいうことは、絶対にしてはならん。そういうことで市長においてその判断をゆだねたわけです。ですから、そういう子どもたちがおったときには現実としては行けた子がおるはずですよ。ところがそれを平成20年度の事務移管によって、その時点でその助成を廃止したわけでしょう。廃止したからこの仕分けで言われるように裕福な子どもたちしかいけないじゃないですかということをおっしゃるのでしょうか。なぜ廃止したんですか。だれが廃止したんですか。助成しないという。教えてください。

教育部長

質問者が言われておりますのは、飯塚市人材育成基金条例に基づく助成の件でご質問だと思いますけども、ここ2年ぐらいのお話ですと対象者はいらっしやいませんでしたが、実質的なオーストラリア海外派遣につきましては、費用の40万円の3割の12万円程度につきましては、今まで準用保護と申しますか、就学援助規則のほうで該当があれば運用していたというの

はございます。これは学校教育法で定まっております就学援助の範囲を飯塚市立学校児童生徒就学援助規則という中で項目を定めております。援助の範囲といたしまして、学校給食費、義務教育に伴って必要な通学用品、修学旅行費、中学校海外派遣事業負担金、それとそれ以外のものという5項目がありました。それは平成18年3月の新市における条例でございます。

そして今年度ですね、平成22年3月30日に教育委員会会議におきまして、飯塚市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則ということで規則を改正させていただきました。この中学生海外派遣事業負担金の項目を削除しております。この理由としましては、生涯学習課が行う中学生海外派遣援助事業に参加する場合、本人の負担分が援助の範囲となっておりますけれども、異文化を直に体験する貴重な機会ではあるけれども、参加希望者が特定する生徒のみであり、その経費は義務教育にかかわる経費以外のものと判断されるため、今回就学援助の支給対象外としたものでございます。これは平成22年3月30日の教育委員会会議での提案理由でございます。

永露委員

なんか、裏がわかりましたね。教育委員会所管で、そして例えば生活保護等の子どもたちに助成をするのが、いわゆる学校教育課が所管する就学援助という中で助成をしていたんです。ところが、今度生涯学習課に移管されると出すより所がなくなってしまったんですね。今まで出していた学校教育課所管のところからお金を助成していたものが、出す財布がなかったんですよ。ですから、必然的に出す場がなくなってしまったということなんですか。でも私はそう思うんです。そう思うけども、もともとの子どもたちを海外にいろんな経験をさせようということをつくった条例は、人材育成基金条例なんです。これが大元なんです。ですから本当はここで運用しなければならぬんです。ここで、例えば助成をするにしても。就学援助金とかいうことの名目ではなくて、基金条例の中で対応すればよかったんですよ。そうなんですよ。もともとそのための条例が一番最後に書いてあるでしょう。その権限を市長に与えたわけですよ。市長が認めた、そういうときがあったときは、この子には自己負担なしで行かしてあげられるようにしようということ、基金条例の最後の文なんです。ですから、もうそれを今さら言ったってしょうがないけれども、これをやるつもりはありませんか。教育部長、復活。

生涯学習部長

先ほど委員が言われましたように、これまでは学校のほうの就学援助でそうした要保護者等の助成をしてきておりましたが、この人材育成基金につきましては、私は承知しておりませんでした。この件につきまして、渡航先は別にしましてもいろんなそういったところの個人負担がかからないような形で、こういった基金の活用も検討してまいりたいと考えております。

永露委員

平成3年の条例提案のときに、いま言ったお金の問題ですね。お金の問題と選抜方式が言われたんです。ですから例えば結果として、できる子だけしか行けなくなってしまうんじゃないかと盛んに言われました私も。でも、それも含めて当時から全部一般抽選というか、そういうことがないように子どもたちの気持ちにできるできんとかいうことじゃないから、もともとの趣旨が違うから、頭がいいとか悪いとか勉強ができるできんとか関係なく抽選でということで当初からやっていたんですよ。当然言われましたから。それはしませんと。

それがいつの間にか選抜になったんですね。選抜方式をとられるようになったんですよ。例えば英会話とか、英語テストとかそういうことが入ってくるようになったんですよ。だから、その2つの点で今回の事業仕分けで盛んにそれを言われておるでしょ。事業仕分けの問題指摘をされておるでしょうが。結果として、そういう格差問題になっておるんじゃないかと。でも本来の趣旨はそうじゃないんですよ、いつの間にかそんなふうにあなたたちが変えてしまったんですよ。だから当然そういうことは言われますよ。そんな特定のものについてしまうようなやり方は、おかしいじゃないかということは当然誰だって言いますよ。

だから、例えば今度どっか別の方向にね、オーストラリアからもう急に決められているようですが、台湾ということに。えらい手回しのいいことだと思いますけど、決められておりますよね。僕は台湾なんか個人的には反対です。行かせるなら大きい国。おおきいところを見てほしい。でもあなたたちが台湾なら台湾でもいいです。台湾に行って、人間を50人に倍増して、より広く経験してもらおうということ自体に異議は挟みませんが、そうなったって負担はあるわけですから、自己負担は。それが半分になっても自己負担はなくなるんですから。ですから、そういう生活困窮者とか生活保護とかそういう経済的に問題のある子が、希望して行かれるようになったときに、そのことを必ずやってください。行かせるようにしてあげてください。それと選抜方法も考えてください。いかがですか。

生涯学習部長

いま委員が申されましたように、まずそういったところの負担の軽減を図るようなことで検討してまいりたいと思います。また選抜方法につきましても、いまのところ台湾ということである程度計画を進めておりますが、それにつきましても改めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

永露委員

ぜひお願いいたします。それと私はこの中学生海外派遣事業がこの事業仕分けに乗ったことに、ちょっと疑問を感じておるんです。と言いますのが、例えば事業仕分けで言われるような指摘されたようなことはずっと以前からも検討してきたんじゃないんですか、教育委員会として。違いますか。その見直しについて検討してきたんでしょう、当然。そうじゃないと事業仕分けは、10月8、9日に行われたんですよ。でも13日には行き先変更も含めて制度の見直しを教育委員会に報告しているじゃないですか。ということは、この事業仕分けを受けて検討したわけじゃないんでしょうか。言われる前から自主的にこの事業についての見直しをずっと時間をかけてやってきとったんでしょうか。何でそういうものを、所管としてそういう見直しの作業を実際にやって、ほぼ結論が出たようなものまでも何でわざわざまた事業仕分けにかけななんのんですか。おかしいです。

だから事業仕分けをかける側と、この18を選ぶその時点で、例えばこの教育委員会の派遣事業は仕分け人から見ると多くの見直しを、やっぱりこういう問題点があるから見直しをやるべきではないかといわれるようなことをもう既にやっておるんですよ、教育委員会は。普通ならそこで合議があれば、もうやってほぼ結論まで出たようなことを、まだ何もやってないんならいいです。事業仕分けにかけられたって、それは仕様が無いと思う。でもそこまでやっとなるものについて、また事業仕分けで同じようなことを、こういうものは見直ししなさいとか言われて、そういったことはちゃんとやっておりますよと。結論までほぼ出ておりますよと。あとは教育委員会に提出するまでになっておりますよと。そういう合議はあってしかるべきじゃないんですかね。

生涯学習課長

この事業につきましては、いま委員ご指摘のとおり従前から見直しの対象としておりました。これにつきましても第1次実施計画の改訂版において、本事業の見直しを平成22年度に検討、実施するということになっておりましたので、本年の6月よりワーキングチームを立ち上げて見直し作業にかかっておりました。

永露委員

結構です。それと、そもそもこの中学生の海外派遣の目的が、この条例を作った時の話と違う方向になってきておるんですね。当初は学校教育課だったんですから、それでよかったんです。ところが、これが生涯学習課に所管がえになった途端に、なんか知らないけどボランティアとかなんか出てきたんでしょう。それは事業仕分けの中でも指摘されておるでしょ。所管がえになったから、生涯学習課の所管的なものを何かくっつけないといけないということになっ

たんじゃないんですか。そうじゃないと生涯学習課の所管、すなわち海外派遣から帰ってきての地域に密着したボランティア活動とかね。何かそんなものを、何かとってつけたようなことを言い出したわけでしょう。もともとそんなものは入っておりませんよ。それは所管がえになったから入れざるを得なかったんじゃないんですか。いかがですか。

生涯学習課長

当事業につきましては、これまでも募集人員の少なさとか受益者負担金の多さ、ほか研修先についてもいろいろなお指摘をいただいております。そういうことから生涯学習内部におきましても協議検討を行ってまいりましたが、内部においてまだ結論を出すことができておりませんでした。そのため、ことしの6月に事業を再検証する目的で中学校の先生たちを含め、市役所内部の職員等を含めた検討委員会を立ち上げ、またその下にワーキンググループを設置している協議をしてきました。協議としては受益者負担の軽減や事業目的等について検討する中で、現状の事業としては英語学習の動機づけにつながっているという話ですけど、来年度より開始される小学校5年生からの英語学習を考えれば、中学生に対する英語学習の動機づけの効果も薄れてくるのではないかと、それよりも体験とか経験が不足していると言われている中学生に対しては、異文化や交流を体験することのほうが効果的であり、必要な経験であるというとの意見も多く、英語圏であることやオーストラリアに偏らなくてもよいのではないかとということから、今回このような研修内容にしたものでございます。

永露委員

あえて理解します。それはやめます。お疲れ様でした。それと、もう1つ最後になりますが、同じように少年の船事業についても仕分けられておりますね。この少年の船の事業も6名のうち2名が不要ということですね。不要ということは、国の仕分けでは廃止ということなんですね。これイクオールなんですよ。そして、見直しが4ということですよ。ということはかなり厳しい評価をされておられると思うんですよ。ところが、この海外派遣事業でも、少年の船事業でも同じなんですけど、どうも事業仕分けの議事録等を見ておると、何かそこにすぐに成果とか経済効果とかそういうものを求める底流があるんですよ、これらに関して。私はそんなものもってほかと持っているんですよ。いらんことと持っているんですよ。そんなもの。大体もともとこんな事業に関して費用対効果とか、そういったものを、成果とかを求めること自体がナンセンスですよ。それぐらいのことは反論したんですか。

生涯学習課長

少年の船事業につきましては、特に子どもたちの参加はもちろん、これに関わっていただける多くの市民ボランティアの方、また実行委員の方、それから中学生、高校生たちの若いボランティアの方々の意義について十分に説明したつもりでございます。特にボランティアの方々が、また少年の船のOBの方といいますか、そういう方々が地域に戻って地域のいろいろな事業を、また地域との繋がりに大きな貢献をしているということも十分に伝えたいつもりでございます。

永露委員

ですから、再度お尋ねしますが、この中学生の海外派遣についても少年の船事業についても、私はぜひやるべき事業だと思っております。あなたはそう思っていますか。

生涯学習課長

中学生の海外研修事業につきましても、少年の船事業につきましても非常に重要な事業だというふうに認識しております。これについても今後も続けていくようそういう計画で平成23年度も実施、計画していくよう考えております。

永露委員

そうです。仮に6人全員が、例えばこの2つの事業を不要だと、いらんと言われてもやっていくという気持ちは持っているでしょ。そうでしょうも。教育長も同じでしょう。違いますか。

生涯学習部長

この事業については、先ほど課長が答弁いたしましたように、私もこれは続けていく必要があると。特に私のほうは人材育成という立場から、多くの子どもたちがこういう経験を通して育てていく必要がありますので、これについては事業をどんどん進めていきたいというふうに考えております。

永露委員

そうなってくるとおかしいでしょう。おかしいんですね。だから、あなた方はいま言われたように、私もそのとおりなんですよ、人からなんて言われようこの事業については立派な効果を上げれる、子どもたちにとっても将来にとってもいいということで私もはやっていきますと。何でじゃあここにあげるんですか。何を求めたんですか、事業仕分けに。部長は87の中にこれを入れたんでしょ。責任持って入れたんでしょ、これ。何で入れたんですか。入れる必要はないじゃないですか。もちろん改善すべき点は改善するけども、これは事業としてはきちっと残していくという、その覚悟を持っておるならば87の中に入れる必要はないじゃないですか。何で入れたんですか。

生涯学習部長

事業につきましては、重要な事業という認識をしている中で、いろんな委員の方のご意見も参考にしながら、見直しもする部分があるということをお聞きしたいということであげております。内部的な改善だけじゃなくて、第三者の考え方もここにに入れていきたいというふうに考えております。そういうことで挙げております。

永露委員

第三者の外部の方々の意見も聞きたいということですが、仮の話をしたらいけないでしょうけども、仮にこの2つの事業が廃止だと、6人全員の意見で廃止だとなったらどうするんですか。それでもやるんでしょうも。それでもやるって言ったでしょ。何のための外部の意見ですか。言っていることと、していることがおかしいと思います。これでやめます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 39

再 開 14 : 40

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。審議の都合上、順番を変更させていただきます。報告事項の6番目に記載いたしております「中学校外国語指導助手の新聞報道について」報告を求めます。

学校教育課長

中学校外国語指導助手の新聞報道について報告をさせていただきます。これは勤務先におきまして、パソコンを窃盗し、起訴されたALTの公判の検察の冒頭陳述におきまして、当該ALTが麻薬取締法違反で執行猶予中だったということが判明しまして、11月17日、18日

に新聞報道がっております。

このA L Tが勤務しておりましたのは、平成21年4月から平成21年12月までの期間でございます。菰田中学校、筑穂中学校、穂波東中学校、穂波西中学校の4中学校でございますが、勤務態度等においてA L Tとしての適性に欠けるのではないかとこの中学校から苦情がありまして、12月まででA L Tの変更をしております。

本年度に入りましてパソコン窃盗の容疑が確定し、その経緯については、9月の委員会において教育総務課から報告がありましたとおりでございます。今後の対応につきましては、児童生徒と直接接するA L Tによる犯罪行為を重く受け止めまして、A L Tの経歴等の更なる確認と業者に対するA L T雇用に係る責任について指導いたしますとともに、今後の対応策については鋭意検討してまいりたいというふうに考えております。以上簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務の実施について」報告を求めます。

市民課長

「飯塚市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務の実施について」ご報告いたします。

近年、国民のプライバシー意識の高まりを背景に個人情報保護の社会的要請が強まり、平成20年5月から住民基本台帳法及び戸籍法の一部改正法が施行され、住民票の写し等の交付の際の本人確認が厳格化されるなど不正取得の防止措置が図られました。しかしながら、法改正後も例えば、行政書士などの特定事務受任者の職務上請求書の紛失が後を絶たないことなどから、今後も不正取得が行われることが危惧されているところです。

当市におきましても、過去に職務上請求書による不正取得が発覚しており、この本人通知事務の導入により、被請求者の権利又は利益の侵害を防止するとともに不正取得の抑止力も大いに期待できることから、福岡県のマニュアル案をもとに「飯塚市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務処理マニュアル」を作成し、平成23年2月から実施することとしています。資料をお渡ししてありますが、具体的な流れにつきまして4Pの概要に沿ってご説明いたします。

まず、不正取得があった場合、市民課及び個人情報保護条例担当課である総務課、人権担当課である人権同和推進課で協議のうえ、本人あてに親展文書により通知を行ないます。その後本人から連絡がなければそこで終了とします。連絡があれば不正取得の事実をにより説明し、その後 の詳細な説明を面談により行ったほうがよいか本人の意向を確認します。本人が説明を希望しない場合は、そこで終了とします。本人が詳細な説明を希望すれば、へ進みます。この場合、で申請者情報の提供などを行い、で住民票の写し等の交付の仕組みなどの説明を必要に応じて行ない、では、人権相談や法律相談の紹介などを行います。以上が事務の大まかな流れでございます。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「自動交付機の台数等の変更について」報告を求めます。

市民課長

続きまして、自動交付機の台数等の変更についてご報告いたします。住民票の写し等を交付しています自動交付機は、本庁2台、各支所1台ずつ、各出張所1台ずつの合計10台を設置

し運用していました。平成23年4月1日からサービスを開始する本庁の「総合窓口」では、住民票の写し等の交付専用の「証明コーナー」を設け、証明書交付の待ち時間短縮を図るとともにフロアマネージャーによる案内の充実により市民サービスの向上を図ります。

これらの取り組みや経費の節減の観点から、平成23年1月の電算リプレイスでの自動交付機の入替えに合わせ、本庁2台のうち、庁舎内ロビーに設置してある自動交付機を廃止し、全9台で運用いたします。本庁では、中庭の自動交付機のみ運用となりますが、市民の皆さまが戸惑われないように案内表示の設置やフロアマネージャーによる案内を実施いたします。また、庄内支所に設置しています自動交付機は、支所の移転計画にともない、1月の機器更新に合わせて、庄内保健福祉総合センターハーモニー内へ移転しますので合わせて報告いたします。なお、市民の皆さまには、広報いいづか12月号でもすでにお知らせしていますが、今回の自動交付機更新に伴い、設置作業が必要になることから稼働開始日を本庁設置分は平成23年1月15日(土)から、他の施設は1月17日(月)からを予定しています。また、本庁ロビー分は改修工事の関係で、急遽先週末に撤去しております。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について(飯塚市市民交流プラザ)」の報告を求めます。

市民活動推進課長。

報告事項3の「指定管理施設の評価」(飯塚市市民交流プラザ)についてご説明いたします。

市民活動推進課が所管いたします「飯塚市市民交流プラザ」の指定管理者、「特定非営利活動法人 市民活動ネットワーク e ZUKA」の平成21年度業務実績に基づく外部評価を、飯塚市指定管理者評価委員会に諮問し、答申を受けております。答申内容は、別紙「指定管理業務評価表」のとおりでございます。結果は「要改善」との総合評価でございます。

具体的には、中段の評価項目「ク」の事業運営について、翌年度の事業計画書の提出が遅れたことから、下の段の、総合評価・意見として「要改善」の意見を頂いております。この他に、中段の評価項目「コ」の地域との連携、「シ」の利用者対応の関係では、この施設の特徴を活かしながら、積極的に地域とネットワークを築く事や、できるだけ多くの利用者の意見を業務に反映させていく事が大切であるとの意見を頂いております。また、指定管理者が行う自主事業の、市民活動団体交流会等については、一定評価をいただいております。

この評価結果につきましては、当該指定管理者へ通知するとともに、改善点については早急に改善し、市民サービス等の向上に努めるよう、指導を行ってまいります。また、市民活動推進課といたしましても、課題解決のために、指定管理者制度の特徴を活かしながら一層の連携を行ってまいります。以上、報告をいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

これは指定管理者になって何年目になるんですかね。

市民活動推進課長

平成15年に導入されておりまして、2回目の見直しといたしますが、来年いっぱいまでが今の指定管理者でございます。ですから来年度...

瀬戸委員

翌年度の事業計画書については、協定書により毎年9月末までに提出するように義務づけられているが、その期限内に提出されていないためと、総合評価点が要改善としたと。これは2回もしていて、こういうことがあっちゃいかんでしょ。そして、また指導していくと言われ

たけど、さきほどの永露議員の質問にもあると思うんですけど、だいたい市が関わらないで自主的にやらせるということですよ。評価をして悪ければやめさせないといかんとですよ、こういうのは。今さら指導したって、こんなことさえできん業者にいつまでも任せてどうしますか。再来年、募集をされるんでしょうけど、そういうときは該当しないと、おたくは。そういうことで厳しくそういうことをやっていかないといけないと思いますが、それは要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「明星寺における産業廃棄物処理施設（破砕施設）設置計画に係る経過等について」報告を求めます。

環境整備課長。

報告事項4「明星寺における産業廃棄物処理施設（破砕施設）設置計画に係る経過等について」ご報告いたします。

9月27日の市民文教委員会で審議されました本市から県への要望書につきましては、11月24日に廃棄物対策課に、11月25日に工業保安課に、それぞれ提出いたしました。お手元に資料として提出させていただいております。この要望書の中を要約いたしますと、これまでの県の指導のあり方や対応について、地元住民の不満・不信が高まっており、法的手段を含めて厳正に対処するよう求める声が上がっていること、違法行為の再発を確実に防止しなければ、指定地域に係る意見書を取りまとめることも困難であり、より一層監視・指導を強化し、厳正な対応をお願いすること等を主旨として要望いたしております。

また、地元3自治会から提出されておりました「調査申し出書」の回答につきましては、資料として提出させていただいておりますが、12月2日に潤野上区自治会長、12月6日に明星寺及び明星寺団地自治会長に各手渡しで回答いたしております。内容につきましては、9月27日の市民文教委員会で報告させていただいておりますので省略させていただきます。また、地元住民向けの説明会につきましては、県の職員にも出席を要請いたしておりますが、現在、開催日程等について、窓口になっていただいております潤野上区國廣自治会長に日程調整をお願いしているところでございます。以上、簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「義務履行勧告について」報告を求めます。

環境整備課長

それでは報告事項5、義務履行勧告につきましてこれまでの経過等を含め、ご報告させていただきます。これにつきましてもお手元に義務履行勧告の資料を提出させていただいております。本件は、し尿処理場及び廃棄物埋立に係る悪臭被害の原因裁定及び責任裁定の2つの事件について、平成11年7月13日に公害等調整委員会職権調停により、市と申請人らとが調停いたしました調停条項の履行について、平成22年1月28日公害等調整委員会より勧告がなされたものでございます。

お手元に配布しております資料の1ページ目をお願いいたします。義務履行勧告書でございますが、勧告書中段、上から4行目に上記調停事件の調停条項第2項に基づく義務の履行を勧告するとなっているものでございます。資料の2ページをお願いいたします。2ページ目が調停条項になりますが、2というのが調停条項第2項でございます。要約いたしますと、地域の住民団体との公害防止協定締結及び同協定の実施確認のため環境保全協議会を設置する旨を記し

たものであり、さらに から として、地域の住民団体が具備する要件を記しております。  
4ページをお願いいたします。これが、調停条項第2項にあります公害防止協定(案)でございます。現在、調停条項第2項の履行状況につきましては、調停が成立した第2回調停期日調書及び調停条項第2項に基づき、「三軒家」「柳橋」「勝負谷」「第二勝負谷」「浜生」「目尾中央」「目尾団地」「吉北」「雑野」の地元9自治会と「環境センター、終末処理場及び旧廃棄物処分場に関する公害防止協定」を平成12年に締結し、それぞれの自治会より環境保全協議会委員の推薦を受け、飯塚市環境保全協議会規則に基づき、環境保全協議会を開催しておりますが、申請人である「共闘会議」とは、調停成立後の共闘会議代理人との協議において双方合意に達した50人程度という団体の人数要件が満たされず、調停条項第2項の公害防止協定の締結には至っておりませんでした。

しかし、今回の義務履行勧告において公害等調整委員会が示した判断では、「団体の人数要件は2名以上であることは認められるが、調停条項第2項において50人程度を要する旨の文言はない」というものであり、さらに、平成11年の調停成立時においても人数的制約に言及していない事などから、当事者間における人数要件に関する合意は成立していないと認めるのが相当であるというものでございました。そのため、義務履行勧告後、公害防止協定締結に向け、本年2月以降5回にわたり、申請人ら共闘会議と協議を重ねてまいりましたが、いまだ公害防止協定の締結(合意)には至っておりません。

そういったなかで、本年11月11日に福岡市で「第35回公害苦情相談員等ブロック会議」が行われましたので、現在までの協議における問題点などを挙げ、今後の協議の進め方等について公害等調整委員会事務局がこられておりましたので直接尋ねましたが、明確な助言は得られませんでした。またその後、平成22年11月24日に定例会ではございますが、飯塚市環境保全協議会を開催し、今回の義務履行勧告に至った経緯、勧告の内容、勧告後の共闘会議との協議の状況などについて報告し、環境保全協議会への共闘会議の参加について、各委員より参加は拒まないとのご意見をいただきました。

本委員会への義務履行勧告の報告時期が遅れた事についてでございますが、申立人との協議がある程度整った段階で、環境保全協議会を臨時にでも開催し、環境保全協議会各委員に報告を行い、その時期と併せて、直近の当委員会において報告をと予定しておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、共闘会議との協議は難航しており、公害防止協定締結の目途も現時点では立っていないため、報告が本日まで遅れたものでございます。今後につきましては、共闘会議と更に協議を行い、勧告に沿った形での対応を目指して参ります。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

瀬戸委員

これは目尾のグラウンドの問題も含んでいますよね。この裏側に書いてある森さんは、もうお亡くなりになりましたよね。市のほうが約束をして、公害等調整委員会で約束をして、そしていまだに約束を果たしていない。ずっと、これ前の前部長、梅沢さんのときに私は、この森さんから頼まれて話した経過があります。それから次に代わられて、また今度部長が代わられて。3代にわたっているんですよ。向こうが初めいったのは、たくさん埋めているからダイオキシンが相当発生しているんじゃないかと、掘り出して外に出してくれとかは言っていませんでしたけど、市のほうは公園化させてくれと、いや地元は1回ちゃんときちとダイオキシンの検査をしてできたらEM菌が何かでやってくれとか、EM菌がダイオキシンに対して有効であるとかないとかいう話は別にして、そういう話がずっとあったわけです。これは江藤県議さんも中に入って話をされたこともあります。それで森さんが亡くなられて、この方は非常に法律に詳しい方でしたけど、亡くなって今どなたが話してあるか知りませんが、これは早急に、

これは本当に行政の悪いところ、臭いものに蓋をしるですよ、これ。いままでやってきた態度が。全然先に進まない。だから勧告がきたわけでしょ、今になって。ちゃんとしなさいよということでしょ、この勧告は。どうするんですか、この問題。

環境整備課長

今回の履行勧告につきまして、共闘会議さんのほうからの、まず調停条項がございましたが、第2項の処理場及び処分場に関し、公害防止、良好な環境の確保の目的のため、地域住民団体との公害防止協定の締結及び締結実施確認のための環境保全協議会への設置をうたっているもの、なお地域住民団体の定義においての5項目に及ぶ条件が付されているという部分と、5項にございます目尾団地下グラウンドの公園化、生ごみ堆肥化設備の設置というものがございましたが、当委員会の今回の勧告におきましては共闘会議との間で、公害防止協定を締結すれば、環境保全協議会における両者間の協議の進捗が期待されるということで、先ほど委員おっしゃいましたE M菌等々ですね、下にダイオキシンがあるのではないとか、いろんな公害に関する話という部分につきましては、この保全協議会で協定を結んだ後に話すのが妥当であるといったことのご意見を伺いましたので、現在この協定締結に向けて共闘会議さんのほうと話し合いを進めているところでございます。

瀬戸委員

公害防止協定は後から取ってつけたことでしょ、これ。地元でこういう問題になって、結局、太刀打ちならんようになって周りを巻き込んで公害防止協定を作って、これを結局押さえ込もうという腹じゃないですか。約束したことを守らないといけませんでしょうも、市のほうは。約束したんだから、こういうふうきちんと協定して。それをしていないじゃないですか、いまだに何もしていない。したら金がかかるからですよ。それはいま課長に言ってどうのこうのじゃない、部長、これは市長としっかり話して、これはやらせないかんですよ、ずっと先送りですよ。3代目、部長で。

市民環境部長

まさに委員がおっしゃるとおり、私自身も怒りを覚えております、この件に関しましては。いわゆる、いろいろあったかと思えます。しかし、最終的には先ほども課長がご説明いたしましたとおり、平成11年すでにこの調整委員会によって和解が成立いたしております。その中で市はこれだけのことをやっていくという約束です、これは。それが、いろいろあったかと思えます。ただ1点だけ申し上げますと、いま委員もおっしゃいますように、市は例えばグラウンド下の公園化につきましても、前々から実施計画として挙げておりますけども、なかなかそれに財源がついてこなかった。また堆肥化につきましても、所管は環境整備課というふうになっておりますので、これについてもどうしたもんかということは私の前からいろいろ協議があったと。私も一部そこには参加いたしております。森さんのご意見、いろいろございました。それで、そこでいわゆる反対をされた方々の気持ちというのが、なかなか市に伝わらない。いわゆる市といたしましては、そこまではですよ、要するにこの和解に沿った形でやればいいんだというだけで進めてきたわけですよ。しかし、そこに反対された方々の気持ちというのは、また違うところにあったということでございまして、現状では何回となく、いま話を進めております。一応少し気持ちも軟化されて、どうにかこの協定を結んでいただいで協議会の中で話を進めていく、また市の内部としてはこれについては、しなければならぬんだということは再三再四、私が課長時代から関係課とは協議をいたしております。そういうことでもう少しお時間いただく中で、どうにか解決の方向に向けていきたいというふうに思っております。

瀬戸委員

いまね、部長、力強い答弁いただきまして安心はしたんですけど、是非部長、早めに解決できるように今おっしゃったとおりやっていたいただきたい。これは、下手して掘り返すとか言われたら大変なことになることお分かりですよ。何が出てくるかわかりません。掘り返してみた

いなという気持ちもありますけど、したら大変なことでしょうから、ぜひね、地元が納得する形で進めてください、お願いします。要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。